

むつ市議会第204回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成22年6月22日（火曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）3番 浅利 竹二郎 議員

（2）4番 工藤 孝夫 議員

（3）16番 千賀 武由 議員

（4）11番 中村 正志 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24人）

1番	澤	藤	一	雄	3番	浅	利	竹	二	郎
4番	工	藤	孝	夫	5番	横	垣	成	年	
6番	新	谷		功	7番	鎌	田	ち	よ	子
8番	目	時	睦	男	9番	野	呂	泰	喜	
10番	川	端	一	義	11番	中	村	正	志	
12番	富	岡		修	13番	佐	々	木	隆	徳
14番	菊	池	広	志	15番	半	田	義	秋	
16番	千	賀	武	由	17番	白	井	二	郎	
18番	山	本	留	義	19番	岡	崎	健	吾	
20番	馬	場	重	利	21番	山	崎	隆	一	
23番	高	田	正	俊	24番	村	川	壽	司	也
25番	富	岡	幸	夫	27番	村	中	徹	也	

欠席議員（3人）

2番	新	谷	泰	造	22番	川	端	澄	男
26番	斉	藤	孝	昭					

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一	郎	副市長	野	戸	谷	秀	樹
教員	山	本	文	三		教育長	遠	島			進
委員	遠	藤	雪	夫		代	小	川	照	久	
公管	佐	々	木	鉄	郎	監	立	花	順	一	
企業						査					
業者	阿	部				委	岩	崎	金	蔵	
管理						員					
委員	澤	畑	正	敏		農	下	山	益	雄	
会長						委					
選挙	齋	藤	秀	人		会	財	務	部	長	
管理	櫛	引	恒	久		長	務	部	長		
員						務	保	健	福	社	
会長						事	部		長		
総務						務	建	設	部	長	
部長						監	山	本	伸	一	
総務						整	鴨	澤	信	幸	
部長						策	山	本	伸	一	
計者						整					
務部						調					
事											
長											
民生											
部長											
経済											
部長											

選委事	管理員局長	成	田	晴	光	監事	委員局長	石	田	武	男
農委事	農業局長	吉	田		薫	教育部長		佐	藤	節	雄
公企	當局長	佐	藤	純	一	川内庁舎長		布	施	恒	夫
大所	畑庁舎長	若	松		通	脇野所	沢長	片	山		元
總政政推	務部策監	伊	藤	道	郎	總政副總務課	務部部長	花	山	俊	春
財政推	部策監	奥	川	清	次郎	財政課	部長	石	野		了
經副農課	部事産長	室	館	利	光	建設市建	部事築長	鏡	谷		晃
教委事政推	育会局策監	安	藤	哲	雄	教委事副總務課	育会局局長	高	坂	浩	二
教委事副学課	育会局事育長	加	藤	次	男	總政總務課	務部課幹	野	藤	賀	範
總政企課	務部調整長	高	橋		聖	總政防課	務部策長	工	藤	初	男
經商課	部光長	柳	谷	孝	志	教委事学教總務課	育会局校課幹	阿	部	謙	一
川産課	庁建設長	山	下	謙	一	脇野業建	沢舎設長	下	山	房	雄
總政總主	務部課査	澁	田		剛						

事務局職員出席者

事務局長	須	藤	徹	哉	次	長	澤	谷	松	夫
總括主幹	濱	田	賢	一	總	括	金	澤	寿	々

主任主査 石 田 隆 司

主 事 井 戸 向 秀 明

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（村中徹也） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（村中徹也） 日程第1 一般質問を行います。

本日は、浅利竹二郎議員、工藤孝夫議員、千賀武由議員、中村正志議員の一般質問を行います。

◎浅利竹二郎議員

○議長（村中徹也） まず、浅利竹二郎議員の登壇を求めます。3番浅利竹二郎議員。

（3番 浅利竹二郎議員登壇）

○3番（浅利竹二郎） おはようございます。ご指名をいただきました浅利竹二郎でございます。むつ市議会第204回定例会に際し、通告順に従い一般質問を行いますので、市長並びに理事者各位におかれましては、特段のご答弁をお願いいたします。

さて、先日斗南藩土上陸140周年記念事業が挙

行されました。会津藩の悲惨な歴史は余りにも有名であります。白虎隊の悲劇を残して敗れ去った戊辰の戦いや、その後斗南藩士として下北の地で辛酸をなめ、過酷な生活を強いられたことなどは私たちにも深い悲しみを与えます。と同時に、後世の私たちが深い感銘を持って語り継ぐのはなぜでしょうか。それは、この下北流浪の地できょうの食さえおぼつかない非常のときにさえ、常に子弟の教育を念頭に置いたという高邁な理念であり、明治の世になっても保ち続けたという会津人としての矜持と気骨に畏敬の念を覚えるからではないでしょうか。

廃藩置県後の明治の世になっても、旧斗南藩、会津人の心の支えとなった会津藩家老斗南藩大参事であった山川浩ごとき大指導者を今の世に見出すことは難しいのであります。また、貧困時の中にも子弟の教育を忘れなかった高邁な理念の中から、陸軍大将柴五郎、東大総長山川健次郎、我が国初の女子留学生山川捨松等が輩出されたのであります。

今政治は混沌、指導者を欠いた日本の行く末はどうなるのでありましょか。経済において、技術において、スポーツにおいて、韓国、中国の後塵を拝すること久しい日本の現状は憂うばかりであります。隣国韓国では、2番はだれも覚えてくれないと国威発揚の垂れ幕が下がっているとのことあります。「2番ではなぜだめなんでしょうか」とのたまう大臣がもてはやされる日本との落差に戸惑い、失望するばかりであります。

このような現状認識のもと、次の2点について壇上より質問させていただきます。

それでは、質問に入ります。質問の第1は、公約とマニフェストについてであります。一般的に公約とは、マニフェスト、政権公約と言われるものから、各種選挙において各政党や立候補者が有権者に対して発する公の約束事を指すものである

と考えます。有権者は、その言葉一つ一つを判断材料として熟慮に熟慮を重ね、国家や地域の未来に夢を託し1票を投ずるわけであります。それゆえ選挙における公約の位置づけはまことに重要かつ重大であると言えます。

さて、今回の鳩山総理辞任劇、ある新聞報道には「公約の自縛」、自分で縛られるということですけれども、「自縛」という言葉が載っております。鳩山前総理は、公約や自らの言葉に縛られ、動くに動けず墓穴を掘ったとの論評でありました。実現できないことでも何でも約束し、後で動きがとれなくなった自縛にとらわれたのであるとの意味合いであります。せっかく自民党政治からの脱却に期待した国民も政治と金、場当たりの外交、防衛問題処理、財政破綻の懸念等に政権運営の未熟さ、幼稚さが露呈したことに伴い、支持率を低下させ、結果として8カ月の短命政権で終止符を打たざるを得なかったわけであります。日が変わりメニューのごとく一国の総理が交代した自民党政権時代と何ら変わることはない現状にも国民の失望感は大きく、また諸外国からの信頼もそがれたこととなります。

さて、杉山前市長の急逝により、平成19年7月15日、宮下新市長が誕生しました。市長選挙では、7つの公約を掲げ戦い抜かれました。今マニフェスト政権公約のあり方について、単に選挙用、国民受けのする場当たりの文言の羅列にすぎないのではと国民の不信感が募るという折でもありますので、自らの政治信条の中で有権者に約束した選挙公約をどのような位置づけにとらえ、市政運営に心がけておられるのかについてお伺いいたします。

次に、宮下市政3年を終えた現在、市長選出馬に際し掲げた7つの公約について、達成度合いを自らはどう評価しているものでありましょか。新たな未来へ挑戦と掲げ、市民、財政、教育、産業、

福祉、雇用及び事業の7項目についてそれぞれ目指すところを述べています。また、下北のむつ市から日本の、世界のむつ市へと理想はこれまた高く掲げているわけでありますが、市政3年を終えた現在、具体的にどのような施策で具現化しようとしているのかお伺いいたします。

次に、公約達成手法についてお伺いいたします。ある政治家が「新しい政権ができるときはそんなもんです、やってみなければわからないことも多い。首長選挙でも新人が強いのは、夢物語をどんどん言えるからなんです」と。それに続いて普天間問題では、「自ら5月末と期限を切った、それなのに具体的プランがなかったのには驚きです」と言っております。見通しが立っていないのに、いついつまでやりますというのは何とも理解に苦しむのであります。我々でさえ日常生活で実現できそうにないことは公言しないし、努力をすれば、何とかかなりそうだとの見通しが立って初めて言葉にするのが普通であります。政治は、有言実行の世界で動いていると考えれば、公約を施策で実行することもその延長線上にあると認識しております。短命政権に終始した過去の政権を他山の石とし、公約達成の手法について期することは何かについてお伺いいたします。

次は、市政の最高責任者として発言の重さ、影響力の大きさを認識しているかについてお伺いいたします。すべて選良たる公人、特に首長としての職にある者の言動、一挙手一投足は、常に周囲の注目を浴びる運命にあり、自ら進んでその立場に身を置いているわけで、好むと好まざるを問わず、一度発した言葉には責任が伴うのであります。

一昨年の12月、まだ野党時代の民主党鳩山幹事長が時の麻生総理大臣に向かって言い放った言葉があります。「言葉が軽過ぎる」「批判を受けたら、またすぐ戻す」「経験がないと言わざるを得ない」「一度言った言葉というものに対して責任

を持って臨まなければならない」と言っております。自分の未来を予測したような言葉であります。総理大臣の定見のない言葉の端々で国民は一喜一憂し、右往左往させられたのであり、また外国からは侮られる対応を受けたのであります。これらは、日常的に我々の社会でも派生することではありますが、むつ市長におかれては、自らの発言の重さ、影響力についてどのような認識をお持ちであるかお伺いいたします。

質問の第2は、中学校における武道の必修化についてであります。文部科学省では、平成20年に新学習指導要領を告示しました。この中で特筆すべきことは、中学校において武道、柔剣道であります。武道が必修科目として採用になったことでもあります。このことにつきまして、大いに賛成の立場から教育委員会委員長にお伺いするものであります。

さて、昨今、ひところまで定番でありました児童の登校拒否、いじめ等報道がマスコミから遠ざかっているように感じるのは気のせいでしょうか。実際に減少しているのか、はたまた日常化して話題にも上らなくなったのでありましょうか。かわりにマスコミに登場する場面が多いニュースは親の育児拒否、放棄、しつけと称するいじめ等であります。大人としての自覚や保護者としての自覚が欠如した親が無抵抗な幼児、子供を虐げる事件であります。また、精神構造は子供のままで大人になった者による無差別殺人や傷害行為等、これも枚挙にいとまがないのであります。

さて、人格形成の大事な年代に親が社会常識に欠けていたり小児のままの精神構造で大人になっていたのでは、しつけや教育どころの話ではないのであり、日本の未来は暗いのであります。学校教育にも限界があり、子供のしつけは親の責に期すべきであります。我々も含め、その親に自覚の欠如が目立つ今、中学校教育に武道が必修科目

として取り入れられたことは、人格形成の最も大事な年代の子供にとってまことに有意義なことであると考えます。礼に始まり礼に終わると言われる武道の精神こそ、昨今の社会全体に欠けている礼儀や長幼の序の欠如を基本から教え直すものであり、大いに期待するものであります。

このような観点のもと、今般中学校教育に武道が必修科目として取り入れられることになった経緯についてお伺いいたします。

次に、武道が必修科目に採用されることはよしとして、その成果を十分に発揮させるためには学校内での指導体制充実を図ることが大事な要素であろうと考えます。指導者によって成果が大きく分かれることは自明の理であり、武道の必修化を機に精神修養に至る過程にまで成果が及ぶことを期待し、指導者の確保、養成はどのようなものであるのかお伺いいたします。

次に、現場における道場、練習場の確保と教材としての武道着等の整備はどのような予算措置を施しているのでありましょうか。また、平成24年度からの実施に際し、どの程度の整備が整えられるのかお伺いいたします。

次に、昨今の風潮にかんがみれば、武道の必修化に対し、保護者の反発も予想されます。子供に危険な武道をさせるなどか、武道は時代に逆行するとか、一般的に考えれば過保護な親が騒ぎ立てたくなりそうな気もいたします。保護者の理解を得る手段として、教育現場ではどのような措置を施すのでありましょうか、お伺いいたします。

以上、大きくは2点につき壇上より質問させていただきました。細部につきましては、答弁をお開きしたうえで再質問、要望等をさせていただきます。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 浅利議員のご質問にお答え

いたします。

まず、公約とマニフェストについての1点目、選挙公約を自らの政治信条の中でどのように位置づけて市政運営に心がけているかについてであります。平成19年7月の選挙において、私は7つの公約を掲げさせていただき、市民の皆様からの負託を得て、市長という職につかせていただいております。このことは、とりもなおさず市民の皆様が私の公約に期待し、4年間のむつ市政のかじ取りを私に任されたものと理解しており、このような意味から公約の実現に向けての各種施策の展開は、市民の皆様が私を評価する一つの基準であり、私の市政運営において最も重きを置かなければならないものと考えているところであります。

公約は、政治理念に基づく果たすべき約束事ではありますが、これで完結、終わりというようなものではなく、営々と積み重ね、未来永劫に拡充、進化させながらつなげていくべき、ある種普遍的な命題でもありますので、ある程度の時間を要するものも必然であります。この点、議員各位並びに市民の皆様のご理解を賜りたいと存じます。

次に、公約について、具体的にどのような施策で具現化しようとしているのかのお尋ねであります。この部分につきましては、さきの新谷功議員のご質問にもお答えしておりますので、重複する部分も多々ございますが、ご了承を賜りたいと存じます。

まず、「まちづくりの主役は市民」では、出前講座や市のホームページの充実、おでかけ市長室や市長への手紙という方法などにより、市からの情報提供と市民からのご意見等を酌み上げること積極的に努めておりますし、ことし3月に取りまとめたむつ市都市計画マスタープランは、ワークショップを取り入れ、住民の皆様からのご意見をいただきながら策定しております。

次に、「こどもは地域のたからもの」では、妊

婦健診の充実や子育て支援対策としてのファミリーサポートセンター事業の開始など、子育てに優しいまちを目指すとともに、小中一貫教育の推進や教育環境の整備充実に取り組んでまいりました。今年度は、中学生夢をはぐくむ体験入学事業や、小学生を対象とした有名スポーツ選手等との触れ合いの場をつくるころのプロジェクト「夢の教室」開催事業の実施など、地域づくりは教育からという思いで、将来のむつ市を背負って立つ子供たちに夢や希望を持ってもらえるような事業に取り組んでおります。

「安心して暮らせる毎日が基本」では、産業政策課を創設し、下北・むつ市経済産業会議や下北・むつ市企業連携協議会を立ち上げ、地域の特徴的な業種としてのエネルギー関連事業等への参入促進を図るためのマッチングフェアの開催や資格取得のための講習会の開催支援を行うなど、産業の掘り起こしと雇用の創出に引き続き取り組んでまいりるほか、いわゆる交通弱者と言われる老人や障害者の方々の移動には欠かせない公共交通について、新たな交通体系も含めた利便性の高い公共交通のあり方などについて検討しているところであります。

「むつ市のうまいは日本一」では、ムッシュ・ムチュラン1世の力もかりながら、元気むつ市応援隊を立ち上げるなど、農林水産物等の消費拡大、販売促進に向けた事業の推進に努めておりますほか、今年度は新規に地域ポータルサイト、まちづくりサイトでっぺん下北を立ち上げ、むつ市の情報を広く全国に発信することで地元製品の消費拡大による産業の活性化をさらに図ってまいります。

また、地場製品の販売をしている関係団体を対象とした商品開発、マーケティングセミナーなども開催し、新商品開発の糸口をつかんでもらう事業も予定しております。

「最少の経費で最大の効果を」では、財政の健全化が大きな命題として立ちはだかっておりましたが、市民の皆様のご理解、ご協力のもとに、赤字解消計画の着実な進捗が図られ、来年度決算においての赤字からの脱却というシナリオが射程内に入ってきております。

また、地域主権の推進や住民意識が多様化する中で増大する行政サービスに対応していくためには、職員の資質向上は欠かすことのできない要素であり、研修等を通じての人材育成や政策形成、経営管理といった行政運営体制の整備についても第5次の行政改革大綱に沿って検討してまいります。

「大切なのは地域のきずな」では、心が通い合う地域社会の形成を目指して、各町内会等が実施するコミュニティー活動に対する助成とともに、むつ市町会集会所設置等補助金交付要綱の見直しにより、町内会活動の拠点となる集会施設に対する補助を強化しております。

また、旧大湊水源地水道施設が国の重要文化財として指定を受けたことから、その保存活用について地域連携と市民協働により検討を進めていくこととしております。

「公共事業は地域の“いしずえ”」では、市民並びに議員各位のご理解ご協力をいただきながら、念願でありました市庁舎の移転事業を無事に終えたところでありますが、第三田名部小学校及び第一川内小学校の建設、大畑消防署の建設や漁港の整備のほか、各地区の道路整備や側溝整備など、教育や安全安心の確保等につなげるために真に必要な公共事業には鋭意取り組んでいるところであります。

私は、今述べてまいりましたような施策や事業を展開することにより、私の掲げた公約の達成に一歩ずつ確実に進んでいるのではないかと考えるところであり、また皆様方からも一定の評価をいた

だしているのではないかと考えております。

残された1年余の任期においても、これまで以上に公約の達成に向け全力を傾注してまいり所存でありますので、議員各位のご理解ご協力をお願いするものであります。

次に、公約達成の手法について期するところは何かということについてであります。私はこのむつ市をこんなふうにしていきたいという思いから、7つの公約を掲げて市長選挙に臨んだわけですが、当選後においては、市民に対して信念を貫いてこの約束を守る有言実行という一念で各種の施策や事業に取り組んでまいりました。これまでの3年間においては、皆様方と約束したことについて成果が可視化できるほどになっていないという部分もありましたが、幾つもの施策の積み重ねにより、ある程度の時間を経た後に成果があらわれるものもあるという信念を持って、今後においても日々公務に励んでいく考えにあります。

次に、私の発言の重さ、影響力についてどのような認識を持っているかということについてであります。公人むつ市長としての発言は、非常に重いものであると常々認識しております。それゆえに公の場での発言については言葉を選びながら、また市政運営に当たりましては熟慮を重ねながら対処してまいりということを心がけております。一般社会においても意思を伝える言葉には責任がついて回るものでありますが、私たち市長や議員は直接選挙により市民から選ばれた公人として、その発言については慎重を期すべきものと認識しております。

私は、立場上、市内の各界各層のお集まりに出席させていただき、ごあいさつ等を申し上げる機会が多いわけですが、市長としての発言は、やはり強いメッセージを伴うものであると認識しておりますので、丁寧でわかりやすくという視点

を忘れることなく、今後においても対応してまいりたいと考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次の中学校における武道の必修化につきましては、教育委員会より答弁いたします。

○議長（村中徹也） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 浅利議員のご質問にお答えいたします。

まず、中学校において武道が必修科目として取り入れられることとなった経緯についてであります。平成18年に教育基本法が約60年ぶりに改正され、公共の精神、生命や自然を尊重する態度、伝統や文化を尊重し、我が国と郷土を愛するとともに、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことなどが教育の目標として新たに規定されました。これを踏まえ、平成20年には学習指導要領が改訂され、国際社会で活躍する日本人の育成を図るため、我が国や郷土の固有の伝統や文化を受けとめ、それを継承、発展させるための教育を充実する必要があることが示されました。そのための方策として、国語科においては古典の重視、社会科では歴史学習の充実、保健体育科にあっては武道の指導の充実を図ることが挙げられました。

議員ご指摘のとおり、近年子供の規範意識の低下が大きな課題となっておりますが、子供の心身の健全な育成に当たって、運動、スポーツは重要な役割を果たすものと考えております。特に武道に積極的に取り組むことを通して、礼に始まり礼に終わるなど、礼法を重視するという武道の伝統的な考え方を理解し、相手を敬い、礼儀作法を尊重して練習や試合をしたり、それに基づく行動の仕方を身につけることができると考えております。このように日本固有の文化である武道に取り組むことが我が国の将来を担う子供たちの育成と心身の健全な発達に資することであり、武道が必

修化されるに至った大きな背景であると認識しているところであります。

次に、2点目の実効ならしめるための指導者の確保、養成についてお答えいたします。武道の指導については、各学校の保健体育科の教員を中心として行うこととなります。保健体育科の教員の中には、武道を専門として取り組んできていない教員もいるものの、保健体育科の免許状の取得に当たっては、大学において武道の履修が求められていること、また青森県教員採用試験においても、保健体育科の実技試験の中に武道が取り入れられていることから、武道の経験のない教員はいないものと考えております。

しかし、武道指導の効果を高めるために教員の指導力の向上が求められていることも事実であり、文部科学省及び青森県教育委員会では武道を指導する教員の資質向上を図るため、さまざまな研修の機会を用意しております。例えば青森県教育委員会においては平成21年度から平成23年度までの3年間、すべての保健体育科教員を対象として武道についての指導法講習会を実施しており、3年間ですべての教員が受講することとしているほか、青森県総合学校教育センターにおいても、武道研修講座を開設し、指導力の向上に努めております。

また、独立行政法人教員研修センターにおいては、子供の体力向上指導者養成研修の中で武道指導を取り上げており、今年度は参加した教員による伝達講習がむつ下北地区で行われることとなっております。このように、武道の必修化に向け指導者の力量の向上を図ることを目的とした種々の研修の場が設けられているところであります。

教育委員会といたしましても、文部科学省や県教育委員会の施策を見ながら、教員の研修体制のあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の武道場の確保と教材等の整備についてのご質問にお答えいたします。議員ご承知のとおり、管内中学校に武道場が設置されている学校はなく、その整備につきましては武道場完成までの時間的問題と多額の財政負担が生じますことから、市といたしましては、現在ある体育館を利用して授業を実施することとしております。また、教材につきましては、市内全中学校において武道として柔道を行うこととなっていることから、さきのむつ市議会第203回定例会においてご議決いただきました平成21年度繰越予算で柔道畳、柔道畳を固定する滑りどめネット、投げわざ練習用のマットを整備することにより、今年度中に環境は整備されることとなります。なお、生徒個人が身につける柔道着につきましては、生徒個々の体格差や衛生面等を考慮し、保護者の負担をお願いしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

最後に、武道を取り入れることにより保護者等からの反発が予想されないかのご質問にお答えいたします。我が国の教育の内容を規定する学習指導要領において武道の必修化が定められたとはいえ、子供たちの教育に当たる学校が保護者の理解を得ながら教育活動を進めるのは当然のことです。したがって、武道の必修化に当たっては、武道を学習する意義や学習内容等について十分に説明するとともに、勝ち負けにこだわらず、礼節を重んじた安全を最優先とする指導に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（浅利竹二郎） それでは、再質問、要望等に入らせていただきます。

まず、公約とマニフェストについてでありますけれども、質問の1点目、選挙時の公約を自らの政治信条の中でどのような位置づけにとらえてい

るかについて再質問を行います。鳩山前総理は、公約の自縛で自爆しました。政治家の出处進退は、自ら省みて選挙民に恥じることがないかということが根っこになればなりません。恥とは選挙民に対する約束の不履行であり、言行不一致というものだと考えます。一般的な意見として、公約を実行できなかった場合の身の処し方について市長はどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 浅利議員のご質問の根底にあるところは、国政からのカメラアイで、このむつ市政、またむつ市長に対してのご質問だと、私はこういうふうな認識を今壇上でのご発言、そしてただいまのもろもろのご発言の中で感じたところであります。

公約を果たすことができなかつたらというふうな仮定のお話でございませぬけれども、私は私自身が掲げた7つの公約、この部分においては、1個ずつとはいえ着実にこの公約を達成しつつあると、こういうふうな思いをしております。しかし、この7つの公約は非常に感性的な部分、感情のほうです、感性的な部分、こういうふうなところがありまして、この部分で、例えば「こどもは地域のたからもの」、こういうふうなものが、ではこれが達成したのかどうかというふうなことは、なかなか数値的な判断は非常に難しいと、こういうふうには私は認識をしております。しかしながら、「こどもは地域のたからもの」、また「むつ市のうまいは日本一」、この7つの公約、その7つの公約は非常に市民の皆様方に、また議会のご理解もいただいて、さまざまな形で進捗度合いも進んでいると、このように思います。

また、当時市長選挙の際に報道では争点というふうな形で、2つ当時は掲げられたように記憶しております。1つは庁舎移転、そしてまた財政の健全化というふうなこと、これが報道で言われた

このむつ市政が市長選挙をめぐる今後どういふふうな形で進んでいくのかというふうなこと、これが大きな争点といえば争点、また議論の中心になったというふうには私は記憶しております。その中で庁舎移転というのは、議員各位、また市民各位のご理解とご協力をいただき、この任期の中、昨年9月24日に庁舎移転を果たし得た。そしてまた、財政健全化というふうなことも、平成23年度の赤字解消に向けて一般会計の部分、この部分においては着実にご理解をいただき、ご協力をいただき、進捗をして、そしてその部分における解消がほぼ視野に入ってきているというふうなこと。当時の報道された2つの大きな争点といえば争点、考え方を示さなければいけない、これからむつ市政がどうなっていくかという報道の中では、大きな2つの注目の的となっていたものが、1つが解決し、庁舎移転というのが1つ解決し、そしてまた赤字解消、財政健全化というふうなのは、まだ道半ばでありますけれども、一般会計においては平成23年度解消というふうには、その部分が視野に入ってきているというふうな部分でありますので、私の掲げた公約、また当時報道された大きな注目される点については解決されつつあるし、しっかりとこの部分で果たし得ているなというふうなことだと思いますので、ご理解をいただければなと、こう思います。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（浅利竹二郎） わかりました。

次に、質問の2点目の7つの公約の達成度合いをどう評価するかについて再質問させていただきます。公約の具現化は一朝一夕になるものではないと考えております。1期4年でなし得なかったことは、継続してでも達成する覚悟が必要になり、中長期の展望も大事であると考えます。究極は、元気なむつ市を目指すということに尽きるわけですから、さて7つの公約の中で先行している

と思うもの、足踏み状態にあるもの、あるとすれば、その原因は何と考えるかについてお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 7つの公約で先に進んでいるもの、またおこなっているものは何なのかというふうなこと、そのまたおこなっている原因は何なのだろうというふうなお尋ねかと思えます。私は、7つの公約につきましては、ある程度バランスがとれた施策展開ができていないのではないかと。7つ全体をマクロ的にとらえますと。ただ、また一つ一つをとらえていけば、例えば「まちづくりの主役は市民」であると、こういうふうな部分を仮にとらえていきますと、これは7つの公約の1つでありますけれども、この1つの中で特化をして、ミクロの部分で考えていきますと、就任当初私は出前講座を始め、そして市長への手紙、それからおでかけ市長室ということに着手をし、そして非常に多くのご意見、また回数も重ね、数百人を超える方々のおでかけ市長室への出席、そしてまた高校生の青春編とか、そしてまた昨日ご提案のありましたような中学生のことも今度は考えていかなければいけないだろうというご提案もいただき、こういうふうな形で、その部分におきましては定着をし、公約として果たし得ていると。しかしながら、これを今度市民協働というふうな、その場面づくりをこれからしていきたい。その部分においては、ミクロ的にはこれが第5次行政改革大綱実施計画というふうなことで具体化されていくと。やはり「まちづくりの主役は市民」であるというふうなことは、市民協働の立場で市政を運営していかなければいけないという基本理念がありますので、その部分においては、今年度第5次行政改革大綱実施計画、こういうふうなことで予定されておりますので、また細部にわたってはそういうふうな深めていく、深化していく。深める

ことと、進めていくという、2つのシンカしていくというふうな手法をとっていくというふうなことで、私は一歩ずつ確実に進めていきたいと、このように思っております。認識としては、トータルとして足踏みしているものはないというふうな思いがありますけれども、ミクロ的に、一つ一つの公約をもっと深めていく深化、2つ目の意味での進化というふうな部分では、まだまだ私自身これから、それは行政の流れの中で進めていかなければいけない部分がありますので、これをもっと深化、進化させていかなければいけないという意識で取り組んでいきたいと、このように思っています。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（浅利竹二郎） 市長のご答弁では、公約の実現に向けては着実に前進しているとの認識であるというふうに理解しました。しかしながら、最終的に判断するのは市民であります。中央政界のごとき目先の選挙対策にとらわれることなく、むつ市百年の大計に向けた公約の実現を要望いたします。

次に、質問の3点目ですが、民主党のマニフェストと市長選の公約達成手法について期することは何かについて再質問を行います。民主党のマニフェストは、総論の評価は高かったけれども、各論に入って現実に突き当たったように考えます。宮下市政では公約を実現するに当たり、そのような事態はなかったのかお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 公約を実施する際に市民の皆様とのそごというふうな部分だと思っておりますけれども、なかったのかというふうなことのお尋ねでございますけれども、やはりその部分においては、財政の健全化ということを第一義に考えなければいけないと、市民のご要望にこたえられない部分があったというふうな部分は否定はできない

ものと思います。さらにまた、これはむつ市議会ですけれども、医療のほうになりますけれども、医療のほうでさまざまな部分で痛みを伴った改革、前進をさせるための、この医療圏を守るための形の中で痛みを伴った部分があったということに対しては否定はできないものと、このように思います。しかしながら、何とかこの平成23年度決算における赤字解消、これに向かって邁進していくというふうなことでご理解は十分いただいているものと。ただ、赤字解消だけで、その部分だけの行政運営ではなく、例えば第一川内小学校、それから第三田名部小学校、さらに雇用の部分では人数はそんなに多くございませんけれども、日本分析センターの誘致だとか、それから産業の部分における企業連携だとか、そういうふうなこともいろいろ仕掛けて実がなっていると。それから、県の仕事でありますけれども、むつ警察署の移転、そして免許証の即日交付機能、こういうふうなものもさまざまな形の中で進めることができている。そしてまた、中間貯蔵施設においても、先般施工認申請がなされ、予定では7月ではありますけれども、何とかその形の中で進めていき、恒久的な財源を確保していくというふうな部分、そういうことも着実に私は進めていると、こういう認識をいたしておるところであります。

そしてまた、下北のむつ市から日本のむつ市へという大きなテーマのもとで進んでおります。東京においては、元気むつ市応援隊ということも、来月にはまた2回目、そしてまたその方々がこちらのほうにお越しいただき、そういうふうな形で元気を出していこうというふうな部分、これは自分で言うのは変ですけれども、むつ市は元気になっていると、元気だなというふうなのは県内、市外の方々から多く声が届いているというふうなことでありますし、日本のむつ市からというふうな部分、それも頑張っていかなければいけませんし、

この前 I A E A に出席をさせていただき、中間貯蔵施設の取り組み、これについては世界からかなりの高い評価をいただいているというふうなこともありますので、そういう意味では一歩ずつ確実にそごのないように進めていくという決意を述べさせていただき、また若干その部分では財政再建にというふうな部分で市民の要望すべてにおこたえをすることができないというふうなことは否定できない事実であるということでご理解をいただきたいと、こういうふうに思います。

○議長（村中徹也） 3 番。

○3 番（浅利竹二郎） 民主党のマニフェストで考えることは、国家をどう導くかという根本の外交、防衛、財政健全化といったものに信念がないということに尽きたと思います。

さて、むつ市の場合、公約の具現化には財政支出が伴うことから、現状では市民に我慢を強いることも多々あるだろうと思います。しかしながら、市民は市長の確固たる政治信念、政治信条を評価し信任するのであって、あすの幸せに夢を託し困難をしのぐであろうと考えます。

人生には生きていくための希望が必要であります。市民に希望を与えることも市長の責務であると考えます。市長の決意のほどを再度お願いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 市民に希望を与える政策というふうなこと、そういう意味では私は先ほど浅利議員のお話の中で、下北のむつ市から日本のむつ市、こういうふうな形の中で本当にみんなで力を合わせて、これは私常々職員に話をしております。職員一丸となってというふうな取り組み方、市役所が変われば市が変わる、元気になると、こういうふうな形の中で職員を精励しております。その意味からして、下北のむつ市から日本のむつ市へと。昨日 9 時 20 分ころだったでしょうか、15 分

近くにわたりまして、NHKで「あさいチ」という番組がございましたけれども、あそこに突然ムチュランが出てまいりまして、これ全国放送でございます。ムチュランが出てまいりまして、川内で今育てて、そしてまた行政としてもサポートしているアカガイのPRがなされました。そういうことで、本当に一朝一夕にはなりませんけれども、むつ市がそういうことで全国デビューをしつつあるというふうなことのご認識をいただければむつ市が元気になると。そういうふうなさまざまなメディアを通してむつ市が大いに取り上げられるというふうなことは、むつ市が元気な証左である。そういうことによって、市外の方々からむつ市元気だなというふうなご評価をいただいているものと、こういうふうには私は認識をしておりますので、さまざまな部分で浅利議員初め各議員のご協力をいただき、また情報の提供をいただきながら市政発展のために尽くしていきたい、公務に努めていきたいと、このように思っております。

○議長（村中徹也） 3 番。

○3 番（浅利竹二郎） ありがとうございます。それでは、要望させていただきます。質問の4点目の市政最高責任者として発言の重さ、影響力の大きさについて要望します。

宮下市長は、就任以来自らの言動には責任を持ち、市民に誤解を与えないよう慎重に言葉を選んでいる旨のご答弁であったと思いますが、まことにご同慶の至りであります。鳩山前総理は、言葉がマスメディアを通して全国に発信されるたび、世論は大いに紛糾したわけでありますけれども、そのことの真意を問われると、「それは私の個人の意見です」と言い逃れしたわけであります。民主党党首でもある総理の発した言葉は民主党の公約に等しいわけで、非常に重いものがあるという認識が著しく欠如していたと批判されてもいたし方ありません。宮下市長におかれては、市政の最

高責任者として言葉の持つ重さ、影響力を十二分に認識され、今後とも市政運営に邁進されることを要望いたします。

次は、中学校における武道の必修化についてお伺いいたします。質問の1点目、武道が必修科目に取り入れられた経緯について再質問させていただきます。武道では、心、技、体の修練を究極の目的としておりますけれども、現場の学校教師が生徒たちにこのことを理解させ得ると思うかどうかについて教育委員長にお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（遠島 進） 武道が目的としている心、技、体の修練、このことを学校教師が生徒たちに理解させ得ると思うのかというふうなご質問でございます。武道が目的としているところは、議員ご指摘のとおりであると考えます。しかしながら、専門的に武道を学ぶということと、中学校の保健体育科における武道の学習、授業とは一線を画すものととらえております。中学校における武道の学習といたしますのは、あくまでも日本の伝統や文化を学ぶという目的でありまして、心身の健全な育成に資するという立場から武道に親しみ、正義感や思いやりをはぐくむということ、それから礼節を重んずる、こういう態度を身につけさせることなどをねらいとしたものであるということをご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（浅利竹二郎） 正義感とか思いやり、礼節等は昨今の若者に欠ける資質でありますけれども、現場の学校教師も自らこの年代に属するわけでありまして。教員採用試験の実技のみで武道の心というものを理解し、生徒に指導し得るのか、大いに懸念があるわけですが、この戦後教育の弊害を教師側の課題としてどう克服しようとしているのか、再度お尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（遠島 進） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、若者の自己中心的な言動、それから規範意識の低下、こういうものは大変憂慮すべき状況もあり、このようなことは学校教育の果たす役割がますます重要になってきているものだというふうにとらえております。学校としましても、全教育活動を通して心の教育を推進するとともに、子供たちに他人を思いやる心や正しいことはやり通す強い心など、人として生きていくうえで大切にしなければならない心の部分について教員も十分理解し、そのことをはぐくんでいるというところでございます。

先ほどお答えいたしましたとおり、武道の必修化に当たりましては保健体育の武道の学習を通して技術面ばかりではなくて、礼節や思いやりなどを重視した指導をすることとしております。したがって、指導する教師につきましても、指導力の向上のための積極的な各種研修会への参加を働きかけていきたいというふう考えております。

さらには、教職員は子供たちの模範となるよう研究と修養を通して資質向上に努めていくよう指導していきたいというふう考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（浅利竹二郎） わかりました。

次は、質問の2点目、実効ならしめるための指導者の確保、養成についてでありますけれども、市内の柔道協会等から協力者を募り、指導体制の充実を図ることも一考であると考えますけれども、検討の余地はどうでしょう。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（遠島 進） 武道の授業におきましては、保健体育科の教員が指導に当たるというふうなこ

とになります。大学で学んだ経験、それから武道指導のための研修により生徒の指導は十分に行えるものと思っております。指導体制の充実を図るためには、地域のすぐれた専門家等に部活動での指導をお願いすることも一つの方策ではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（浅利竹二郎） 地域のすぐれた専門家等を部活動の指導をお願いする方策もあるとのご回答でありましたけれども、現実に協力してくれそうな団体等はどのようなものがあるのでしょうか。また、現在部活動で実際に指導をお願いしている学校等はあるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（遠島 進） 現在部活動でむつ市内におきまして活動している、武道を行っている学校でございますが、柔道部が2校でございます。そして、剣道部が3校の計5校でございます。そのうち地域の専門家を指導者として招いているのは柔道、剣道ともに各1校でございます。ともに地域の柔道協会及び剣道協会の方でありまして、学校における部活動の指導の方針のもと、顧問と協力しながら指導していただいております。今後とも部活動の指導に当たっては地域の武道の協会等のご協力をいただきながら進めることになるというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

それでは、質問の3点目、武道場、教材等の整備について要望いたします。平成24年度実施に向けてある程度予算化し、準備を進めているとのことですので、安心はしました。そして、市内全中学校で柔道に統一したとのことでもありますので、柔道着ということであれば父兄の負担も

ある程度軽易に済むと考えます。しかしながら、家庭事情によっては準備が間に合わない生徒も生じると考えますので、学校当局等で適切な対応をお願いしたいと要望いたします。

次は、質問の4点目の武道を必修科目に取り入れることで保護者からの反発が予想されないかということについてでありますけれども、武道の必修化では、授業ということですので、授業としての強制力を伴うと思いますが、親が反対した場合、この同意というのはどのようなことになるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（遠島 進） 学習指導要領に基づき必修ということになっております教科、そして領域について、正当な理由がないにもかかわらず、保護者が履修を拒否するということにつきましては、生徒本人にとっても、他の生徒への影響を考へましても、教育上好ましいことではないというふうに考えております。したがって、仮に武道を拒否するという保護者があった場合、武道を学習する意義であるとか、学習内容について十分に説明をいたしまして、理解を求めたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（浅利竹二郎） 親の理解不足で子供の授業に支障を来すことは十分考えられるわけでありませう。現場の教師が困らないように、学校当局及び教育委員会が協力し合い、武道を学習する意義や学習内容等について十分な説明の機会を設けることを強く要望しておきます。

最後に、武道の必修化に関連し、市長並びに教育委員会委員長に要望いたします。中学校教育に武道が必修科目として取り入れられたことを機に、子供や市民の心身の健全な育成に努めなければならないと考えます。武道人口の普及拡大を図

るためにも武道館の設置が不可欠であると考えます。武道館の設置を強く要望し、むつ市議会第204回定例会での一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（村中徹也） これで、浅利竹二郎議員の質問を終わります。

午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎工藤孝夫議員

○議長（村中徹也） 次は、工藤孝夫議員の登壇を求めます。4番工藤孝夫議員。

（4番 工藤孝夫議員登壇）

○4番（工藤孝夫） 日本共産党の工藤孝夫です。むつ市議会第204回定例会に当たり、通告に基づき一般質問をいたします。

今月2日、鳩山首相が辞任いたしました。後継として菅直人氏が新首相に選出されました。今回の首相交代は、沖縄米軍普天間基地問題や政治と金の問題、暮らしの問題など、あらゆる分野で国民の期待と自らの公約を裏切り続けてきた民主党政権が、国民の怒りの包囲の中で持ちこたえられず、退陣に追い込まれたものであります。新しい首相に選出された菅氏ではあるものの、鳩山政権で副総理を務めた文字どおり鳩山政権の共同責任者です。沖縄米軍基地問題でも日米合意を踏まえることを明言しているが、そうした立場に立つ限り国民に公約違反を批判され続けるのは明白です。

また、政治と金の問題でも鳩山前首相や小沢一郎前幹事長を含む疑惑解明の責任も問われる立場

です。このことなしに幾ら小沢前幹事長との距離感を演出し、クリーンな民主党に戻ると強調しても、国民の不信を解消するには遠いものがあります。鳩山政権への国民の期待が失望に変わり、ついに怒りを買って辞任に追い詰められたのは、アメリカにも財界にも、国民の立場から物を言えない政治のゆがみを抜け出せなかったからで、このゆがみを正す政治がいよいよ求められている。このことを強調しつつ、地域経済振興、とりわけ住宅建築分野について質問いたします。

今、中小企業、自営業者の状況は極めて深刻な事態に陥っていることはご承知のとおりと思います。全国商工団体連合会の調査では、新設住宅の着工件数が80万戸を割って、2008年12月以降15カ月連続で前月を下回る事態で、建物建築業許可業者は最高時の約60万から51万業者へと減少しているとしています。むつ市内では、多くの建築業者の間から何カ月も失業状態という切実な声が広がってきます。

こうした中、地元中小業者の仕事確保とともに地域経済の活性化につながり、地域住民から歓迎、期待されているものに自治体が創設しているリフォーム助成制度があり、全国に広がっています。全国商工団体連合会の調査によりますと、現在実施しているのは3月31日現在で30都道府県、154自治体で、この1年間の対比で1.8倍になったことが報道されています。住宅リフォーム市場は、既存住宅がある限り存続し、建設業者の確かな技術、技能が必要とされる分野です。この市場に活力を与えることは、安心安全な居住空間をつくり、経済波及効果や建設労働者の雇用維持機能を高めることは确实だと思えます。

ご承知のことと思いますが、県内の三沢市では、景気悪化による経営が危機的状況に陥っている市内建築会社の受注を促進するとともに、経済活性化効果をもたらす、市内企業の倒産を防止し、雇

用の促進を図ることを目的として、先月から産業活性化住宅リフォーム支援事業を実施いたしました。県が実施する県産材エコポイント制度とあわせれば、より経済効果が上がることは疑いないところであります。私は、住宅の新築やリフォームを望む市民も多いことを踏まえ、住宅の暮らしに役立ち、建築業者の経営支援につながるこの新築及びリフォームへの支援制度創設を強く望むものですが、答弁を求めます。

質問の第2は、河川行政についてであります。川内川水系上流の畑地区と湯野川地区の中間に湯野川砂防ダムがあります。この砂防ダムは、堤高6メートル、堤長40メートル、貯砂量2万1,000立方メートルで、完成年度は昭和29年度であります。このダムに畑地区内への用水路が設置されて、古くから防火用水、水田用水、そして平成18年からは冬期間の融雪路用水として多目的な役割を果たしている生活に欠くことのできない用水路であります。また、立派な魚道も設置されています。

このような役目を持つダムではあるものの、毎年のごとく大量の土砂及び雑木の堆積で取水口が遮断するため、用水路も魚道もそれぞれ機能を果たすことができない状況にあります。

このような現状を踏まえて、1点に、土砂及び雑木の撤去と抜本的な防止対策について答弁を求めます。

2点に、この砂防ダムの完成から56年経過し、ダムのそでに当たる部分の剥離が著しく雑木が生えている実態です。改修の必要性はあるのかどうか、調査がなされているのかどうか、あわせて答弁を求めます。

質問の第3は、野生鳥獣被害対策について伺います。サル、クマ、カモシカによる食害と対策については、合併前の町村においても合併後の今日までも、たび重なる議論がなされ、認識も共通する部分が多いものがあります。これらの上に立つ

てお尋ねします。

1点は、サル対策であります。モンキーDOGがすぐれた効果を上げていることから、最近ふやしてほしいとの要望が増えています。少額の年金暮らしを少しでも補うべく野菜の作付をふやしても軒並み食い荒らされる。出稼ぎから帰ってきたけれども、これではサルを追い払うために帰ってきたようなものだ等々深刻であります。また、最近では野平地区の被害も深刻です。これらの事案に対し、国・県及び4市町村で協議し、導入方法等について検討する旨の答弁が出された経緯があります。モンキーDOGの増配備計画について答弁を求めます。

2点は、クマの食害対策について伺います。5月から7月をピークとして杉やヒバに対する皮はぎが始まります。そして、それが終わり、8月初旬からトウモロコシを中心とした食害が行われます。クマについては、人命にかかわる重大事態が発生することから、わなによる捕獲も一部行われますが、被害が発生しないと行われないうことなどから、被害農家からは毎年同じ場所で被害を受けるのに対策が後手だという批判があります。そうしたことから、被害が予想される場所については住民の要請に沿って電気柵を計画的に設置するなど被害の計画的な事前防止を図るべきだと考えますが、皮はぎ防止対策の結果とあわせ答弁願います。

以上、前進的かつ誠意ある答弁を求めて壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、地域経済振興についてであります。市民が住宅を新築もしくは改修するときに、自治体が工事費の一部を補助することにより、地元産業の

活性化を図る考えはないかとのご質問であります
が、同趣旨の質問は、平成17年3月、むつ市議会
第183回定例会において横垣議員からございました
が、その際、経済的波及効果及び雇用効果を生
み出すことも事実であります、当市の財政状況
が非常に厳しい折でもありますので、国の支援体
制及び県内他市の制度創設の動向を見きわめなが
ら対応したいとお答えいたしております。

居住用住宅への支援事業を創設した場合、一定
の経済的波及効果があるという認識に変わりはない
ものであります。この居住用住宅への支援事業
について、県内他市の状況を調査いたしましたところ、
本年5月、三沢市において産業活性化を目的
とした補助金制度を創設したと伺っております。
一方で、議員ご承知のとおり、国では本年3
月から地球温暖化対策の推進及び経済の活性化を
図ることを目的として、住宅エコポイント制度を
開始しているほか、青森県では4月から県産材の
利用促進と、二酸化炭素の排出を抑制することを
目的にあおもり型県産材エコポイント制度を創設
しております。また、耐震、省エネ、バリアフリ
ーに対応した改修を行った場合の固定資産税の減
額制度や介護保険制度での住宅改修費の支給や、
障害者を対象とした日常生活用具給付等事業もご
ざいます。これらのことから、居住用住宅への支
援制度は以前と比べて充実してきている中で、市
が支援制度を創設しなければならないかどうか、
他市の制度の実績や動向等を今後研究していき
たいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存
じます。

次に、質問事項の2、河川行政についてのご質
問にお答えいたします。第1点目、湯野川砂防ダ
ムからの用水路維持についてであります、川内
川水系の湯野川砂防ダムは、畑地区より約1キロ
メートル湯野川方面の普通河川湯野川に昭和29年
度設置された長さ40.5メートル、高さ6メートル

の施設であり、地区内の防火用水及び流雪溝用水
としても利用されております。昭和61年度には、
施設の一部老朽化に伴い補修工事を行うとともに、
平成10年度には魚道施設を設置し、取水した
水を用水施設と魚道施設に分けて利用している状
況となっております。畑地区では、取水及び用水
施設について、大雨の都度巡回し、支障となる流
木等の撤去等水路の維持管理に努めております
が、本年5月の大雨により取水口に大量の土砂が
堆積し、取水ができない状況となったことから、
施設を管理している下北地域県民局が現場を確認
し、現在土砂の撤去に向けて準備をしているとの
ことであります。

第2点目の魚道機能維持について、第3点目の
湯野川砂防ダムの老朽化対策についてのご質問に
つきましては、川内庁舎所長より答弁いたします。

次に、野生鳥獣被害対策についてのご質問にお
答えいたします。ご質問の1点目、モンキードッ
グの増配備計画についてであります、近年国の
天然記念物北限のニホンザルは、個体群及び個体
数の増加に伴い、遊動域が拡大し、農作物被害等
が増加している状況にあることから、市では野猿
監視業務や電気柵設置等のほか、全国的に普及が
進められているモンキードッグを平成20年8月に
2頭導入し、サルの追い上げ、追い払いを実施い
たしましたが、その結果、遊動域が変化し、農作
物被害が大幅に軽減するなど大きな効果が得られ
ております。モンキードッグは、農作物等の被害
対策に有効である一方で、各地区に配備するため
にはハンドラーの配置、犬の訓練や隣接町村への
個体群の移動等の課題も残されていることから、
下北地域で被害を受けている4市町村や関係団体
等で構成している下北半島のニホンザル被害対策
市町村等連絡会議では、平成22年度においてモン
キードッグ1頭を導入し、昨年農作物被害が
拡大した川内町野平地区や風間浦村、大間町、佐

井村等に出向き、現地でのハンドラーの育成、効果等を検証し、3町村への導入の推進を図ることとしております。

市では、モンキードッグの導入配備等については、今後鳥獣被害防止特別措置法に基づき、4市町村で作成した下北半島鳥獣被害防止計画ニホンザルにより保護管理及び被害対策を講じる中で下北半島のニホンザル被害対策市町村等連絡会議の検証を踏まえて、国及び県等と協議検討を重ねてまいりたいと考えております。

また、被害が拡大している野平地区の被害対策につきましては、被害の多い3カ所に電気柵を設置するほか、サル接近警戒システムを新たに設置するなど、農家の方々と一緒に被害対策に取り組むとともに、被害を及ぼしているサルの群を保護管理計画に基づく個体数調整による捕獲を佐井村と協力して実施し、被害軽減に努めていきたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、クマによる被害対策についてであります。まず、ツキノワグマによる平成21年度の被害状況は、目撃情報36件、農作物等の被害件数48件、被害額41万7,900円と毎年被害が発生しておりますことから、農作物等への被害を減少させるとともに、人身事故を未然に防ぐため、市民や農家の方々から被害の通報、目撃情報を受け、被害状況等の現場確認し、猟友会等と協力しながら対策に取り組み、平成21年度の有害鳥獣捕獲許可件数10件、捕獲頭数は21頭でありました。この中で、クマに効果がある電気柵については、平成20年度から畑地区に設置しており、農作物の被害対策に一定の効果が見られたことから、今年度は同地区に2カ所、椴山地区に1カ所、それぞれ新たに設置することにしており、今後はこれらの経過、効果等を見きわめながら、クマ用電気柵の普及設置等について検討してまいりたいと考えております。

次に、クマによる皮はぎの被害対策につきましては、平成21年度に下北地域県民局並びに下北地方森林組合と協力し、岐阜県、長野県、山形県等で実施され、一定の効果が期待できるポリエチレンテープや荒縄を杉の木の根本に巻きつける対策を川内町高野川地区と城ヶ沢地区において試験的に実施したところであります。この試験の経過については、本年2月、平成21年度クマはぎ被害対策調査報告会を開催し、参加されました郡内の林業関係者78名の方々に説明いたしております。この試験結果によりますと、クマによる皮はぎは5月から8月に集中することや、対策の効果が判明するまで5年程度の観察期間を要することから、現在関係機関が協力して観察を続けております。市といたしましては、今後この試験から得られた結果を森林所有者等にお知らせするとともに、防除方法についての講習会を実施するなど、県や林業関係団体等と連携を図りながら、被害対策に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長（布施恒夫） 河川行政について、2点目、3点目のご質問にお答えいたします。

2点目の魚道機能維持についてであります。施設の維持管理につきましては、下北地域県民局が行っており、今後とも地域との連絡を密に維持管理に努めてまいりたいとのことであります。

3点目の湯野川砂防ダムの老朽化対策についてであります。直接の管理者であります下北地域県民局が施設の老朽化の現状を認識しており、今年度対策費用を県庁へ要望しておりましたが、今回見送られたとのことであります。下北地域県民局では、引き続き強く要望していくとのことであり、市といたしましては、土砂堆積の抜本的な対策も含めてお願いしてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） 順序が逆になりますことをご了承願います。

サル被害についてでありますけれども、昨日うちに帰りましたら、チラシが入っておりまして、むつ市出身の県議会議員さんが3月議会でこの問題を取り上げた。どうということかといいますと、上野動物園に引き取られた下北半島のニホンザルを観光資源に活用できないかと問いかけをした。これに対して県当局は、積極的に活用していきますという答弁だということが記載されてありました。

そこでお尋ねするわけですが、この捕獲の方向が今後どのように進んでいこうとされているのか、この点をお尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 下北半島鳥獣被害防止計画、これに基づきまして、認められた頭数、二百数頭だったと思うのですが、それは計画的に捕獲してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） わかりました。クマのほうでありますけれども、個体数が年々ふえているのではないかという方もいれば、いや、そうではないという方もおります。下北におけるクマの生息頭数、これはどのくらいなのかということで、この点についてつかんでおられましたらご答弁願います。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） クマの生息頭数につきましては、昭和50年代の調査によりますと、百数頭と発表されておりましたが、その後の状況を調査するために昨年、一昨年度に県ではトラップ調査によります調査を実施いたしました。あわせてテレメーター設置の調査でございますが、残念ながらテレメーターのほうは途中で紛失いたしました。

て、成果が上がっていない。それから、あわせてそのトラップのほうの調査も具体的数値を出すまでには至っていない状況であります。このことから、以前に発表されました百数頭という頭数が適正なものかどうか、まだ確認はできておりません。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） このクマの被害対策も環境省等との絡みもあって、なかなか被害住民の望む方向に進んでいないというのが率直な印象であります。市独自の対策もあわせて、今後国・県に対しても強く要請して行ってほしいということ、この点については要請しておきたいと思っております。

次に、砂防ダムに関する件であります。3月、雪が解けて、4月、5月、6月と、6月の末です。3カ月たっても魚道には水が一滴も入っていない。けさ時点で入っていないし、用水路ももちろん入っていない。そういう状況の中で、近年畑地区では、私の住んでいる地区で大変恐縮なのですが、2度の火災が発生しています。全焼が3件、延焼が2件。この用水路を使用して食いとめているわけです。ですから、冒頭にも申し上げましたとおり、非常に重要な用水路として使用されているわけで、何もなければいいのですけれども、そういう状況の中で万一の火災が発生した場合に重大な事態になるのではないかなという、そういう地区の不安があります。ですから、今現在そういう状況を放置しておいていいのかどうか、とりあえずでも水が取水できるようにすべきだと私は思うのですけれども、これに対する答弁を願います。

○議長（村中徹也） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長（布施恒夫） 今の砂防施設というふうなことで、砂防施設の場合は県が管理しているわけでございます。それで、今回の答弁につきましても、県のほうからいろいろお聞きいたしまして答弁している状況でございます。市といた

しましては、早急に通水してほしい旨お願いしておりますけれども、何せ入札方式をとらなければならぬというふうなことで、その時間を若干要するとのことでございまして、できるだけ早い時期に通水可能な状態にさせていただけるように再度要請してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） 今の件については、そういう事態にありますので、緊急に手当てを講じてほしいと、これも要請しておきます。

新築、リフォームへの援助事業について質問いたします。今県が進めているエコポイント、県産材の制度もあります。私冒頭に言ったように、これとあわせてやっていけば、非常に波及効果があるのではないかなというふうに感じております。

それで、まず1つは、この数年の市内の住宅の新築状況の推移、これはどのようになっているのかお聞きいたします。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） むつ市における過去5年間の新增築件数をお答え申し上げます。平成17年度には、新築が280戸、増築が31戸、合わせまして311戸ございました。平成21年度は、新築が207戸、増築が21戸、合わせまして228戸であります。これを平成17年度と平成21年度を対比しますと、新增築を合わせまして73.3%という実績になってございます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） そのように落ち込んでいるということなのですね。ですから、私はこの点を非常に今重視して質問したわけです。

それで、三沢市の場合は、新築の場合の助成率は1%で上限が30万円、リフォームの場合の助成率は10%で上限20万円、予算は1,500万円、どのくらいの経済波及効果を見込んでいるかという

ことで、三沢市のほうに問い合わせしてみました。そうしたら、新築平均2,000万円のうちだとすれば50件で10億円と、リフォームの場合100万円のリフォームだとすれば50件で5,000万円、合わせて10億5,000万円の波及効果を見込んでいるのだと、あくまでも見込みだそうですねけれども、つまり70倍の経済効果を見ているというふうなことでありました。

やっぱり居住用住宅ということに関して言えば、やはり居住に必要なすべての業種が参入できるわけですから、しかも市の予算がそんなに膨大なものでなくても済むと。そして効果が高いということでもありますので、今後内需拡大という観点から、検討に値する事業だというふうに私は考えるものでありますけれども、市長の認識をお尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今工藤孝夫議員から三沢のほうの状況、トータルで10億円程度というふうな形での経済効果があるだろうというふうなお話ありがとうございました。それは、全部を建てるとそうなのでしょうけれども、その実績とか動向、これをやはりちょっと研究をさせていただかなければいけないものだと、こういうふうに思います。やはり10億円、そのことによって、例えばむつ市の場合は平成21年度で207棟でしたでしょうか、その部分にどういうふうな形、また三沢市の状況、どれだけの効果があるのかと、そういうふうなもの、それらをやはり研究をする必要があると、こういうふうに思います。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） 三沢市の場合も5月10日スタートしたと。その5月末の時点で申し込みが新築11件、リフォームは29件だということでございます。波及効果については、冒頭の市長答弁でも、これは認識され、認めておりますので、今三沢市

の状況を見ながらという答弁でありましたので、ぜひ研究なさって、この点についてはやっぱり内需が拡大していくという。回り回って市の財政に市税として入るわけですから、これは市にとっても、あるいは建築業者にとっても、あるいは発注する住民の側にとってもいいというふうなことは明らかなわけですから、ぜひそういう点では前向きに検討してほしいけれども、市長の認識を再度お尋ねします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） この部分におきましては、劇的にやはりそういうふうな形のものが効果として出てくるのかというふうなものをよく調査しなければいけませんし、今三沢市の例が果たしてこの制度によって、呼び水となってそれだけの新增築がふえたのかと、申し込みがあったのかというふうなところ、その部分においては、県産材を利用しますと、たしか20万円というふうな形の中で補助というふうな形もあるわけでございます。そういうふうなところをもっともっとPRをしなければいけませんし、またバリアフリー化をすることによってさまざまな制度、これも市のほうとしても市政だより等を通じましてPRをさせていただいておるわけでございます。ですから、その意味からして、工藤孝夫議員の今のご提言の部分につきましては、まず市が支援制度を創設しなければならないのかどうか、そしてまた、今始まっている三沢市の状況、その実績、動向を今後研究をしていきたいということにさせていただきたいと思えます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） 県産材の場合は、杉材を、県産材をどれだけ使用したかという量に重点を置いたエコポイントですね。これに対して市の新築リフォームへの援助事業というのは、非常に多岐にわたっているという点では、それとはまたちよっ

と性質が違ったものかなというとらえ方を私はしております。市長は、研究していきたいということですので、その点を確認してよろしいでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど来からお話をしております、まずむつ市がこの支援制度を創設しなければならないのかどうか、そしてまた三沢市が始まったばかり、5月から始まったと、この制度の実績、それから動向を今後研究をしていきたいというふうなことで答弁をさせていただきます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） 内需を拡大するということが地域の振興に非常に大きく貢献するということで、このことが今むつ市の経済の落ち込みの中で、そういうことをぜひ踏み込んだ施策を展開してほしいということを申し述べて質問を終わります。

○議長（村中徹也） これで、工藤孝夫議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎千賀武由議員

○議長（村中徹也） 次は、千賀武由議員の登壇を求めます。16番千賀武由議員。

（16番 千賀武由議員登壇）

○16番（千賀武由） 政友会会派の千賀です。むつ市議会第204回定例会に当たり一般質問を行います。市長並びに理事者各位におかれましては、前向きな、かつ明快なご答弁をお願いいたします。

質問に入ります前に、一言述べさせていただきます

ます。何名かの先輩議員からも述べられておりますが、市長におかれましては、去る6月1日、国際原子力機関に招待され、使用済燃料の管理についての国際会議に出席されました。日本の自治体では、むつ市だけの出席と伺いました。市長は、その中で使用済燃料の管理、そして中間貯蔵施設立地にかかわることについて英語で話され、世界デビューをされ、見事大役を果たしてこられました。大変ご苦労さまでございました。今後とも市民を第一義に施設建設等を含め、さまざまな安全対策を講じ、取り組みされるよう願うものであります。

また、去る6月12日、13日、斗南藩140年祭が開催され、大法要等がとり行われ、先人たちの熱い志に思いをはせたところでもあります。主催をされました斗南会津会会員の皆様にご苦労さまと感謝の意をあらわすものであります。そして、会津若松市の皆様との交流を図り、有意義な2日間でありました。これを機に会津若松市、むつ市のますますの発展を願ったところでもあります。

最後に、本年4月末をもって辞職されました牧野正藏教育長にかわり教育長となられました遠島進新教育長には、むつ市の教育発展のため、21世紀を担う子供たちのために大いなるご奮闘をお願いするものでございます。

それでは、質問に入らせていただきます。最初の質問は、本庁舎、分庁舎を初めとした公共施設の震災対策について質問をいたします。地震、その他災害が発生した場合、本庁舎、分庁舎は、その対策の司令本部等となる重要な施設であり、日中は大勢の職員が勤務し、市民が訪れる場所でもあります。消防関係の施設はもちろん、避難場所となっている公共施設の地震に対する強度が不足し、いざというとき利用ができなくなるようなことがあっては、市民を守ることができません。むつ地区には補強工事実施、未実施の学校を含め、

先般市で作成いたしました、そして各家庭に配布しましたハザードマップによりますと、建物の避難場所はむつ地区39カ所、川内地区31カ所、大畑地区32カ所、脇野沢地区13カ所とあるわけであります。私は、全くの素人で建築の専門家でも何でもありませんが、明らかに地震に耐えられそうにないと思われる施設も見受けられるのではないのでしょうか。

そこで、現在の耐震基準による市の公共施設避難場所の適合状況をお知らせ願いたいと思います。また、厳しい財政状況であることは重々承知をしておりますが、補強工事、改修工事が必要な施設は早急に実施すべきと考えますが、市長の考えをお聞かせください。

次に、消火器の詰めかえ助成について質問いたします。各家庭で消火器を備えていてもほとんど使う機会がないし、扱いなれていなかったり、薬剤が古くなって役に立たないとか、古くなって爆発事故が起きたなどの話を聞きます。参考事例を申し上げますと、平成13年度ではありますが、福井県の敦賀市では、防火や防災意識を高めるとともに、消火器に関心を持ってもらうため、詰めかえに対し補助をする制度を設けたそうでございます。一般家庭を対象に1世帯1本が原則で、市民の負担は一律1,500円だそうでございます。ただし、補助額は消火器の大きさにより異なるそうです。

希望する市民がはがきで申し込むと、消防設備士の資格を持つ業者を紹介するはがきが返送されるので、消火器とはがきを業者に持ち込み、1,500円を支払って薬剤を詰めかえてもらい、市から業者に補助金が支払われるシステムだそうでございます。むつ市の管内のある消火器店から聞いたところでは、現在一般家庭用の詰めかえは普通で4,000円だそうでございます。また、大きさによっては金額も異なるとのことでありました。

そこで、4,000円を基準とした場合、2,000円を個人負担し、薬剤を詰めかえてもらい、差額を市から業者に支払うということで実施を考えれば、市民の防火に対する意識を高めるとともに、万全の備えをするといった点からも地域の経済効果の点からも有効な施策と思います。本市においても、導入してみてもよいことと考えますが、市長のお考えか所信をお伺いいたしたいと思います。

質問の3点目は、本市における汚職防止対策について市長並びに監査委員に所見を伺いたいと思います。なお、汚職の用語につきましては、自分の職権を利用して不正な行いをすることとご理解をしていただきたいと思います。

最近新聞、テレビ等に報道される汚職事件を集録するならば、上は市長、副市長から下は係員に至るまでいろいろな形での汚職事件が報道されております。発覚したときには、「あの職員が」、「あのまじめな人が、信じられない」といった談話もよく発表されます。本市においては、昨年8月から9月にかけて、かかる不祥事件が発生したのは記憶に新しいところでございます。また、いつ、どこで、だれが事件を起こすかはかり知れないのが自治体の実態ではないでしょうか。

そこで、市長にお伺いをいたします。市長は、不祥事件を職員の綱紀肅正の徹底を促すと申し述べておりますが、その綱紀肅正について平素どのように指導しているのか、汚職は職員に限らず、知事や市長等の職にあるものも事故を起こしておりますので、市長自らどのように自戒をし、また副市長以下の職員にどのような指導をしているのかお伺いをいたしたいと思います。

次に、汚職事件は契約、査定、検査、許認可の権限を持っている部署、また現金を扱う部門に多発している傾向にあるようでございます。これらの部署には、勤勉で成績有能な職員を配置していくことは当然必要ではありますが、それも余り長

期間にわたって在職をさせると安易に流れ、癒着を生む原因となり、結果として汚職ということにもなりかねないと思うのであります。このような点から、職員の配置転換について、市長はどのような基本方針によって対処しておられるかお伺いをしたいと思います。

次に、監査委員にお尋ねをいたします。監査委員は、例月出納検査、定期監査、随時監査などを実施していると思いますが、不正事件が発生した後では監査が十分に機能していなかったとかという批判もよく聞きます。本むつ市の監査委員は非常勤であります。監査も限定された項目しか実施されていないのではないかと思います。汚職防止といった観点からどのような点に特にポイントを置いて監査をされているのか、差し支えなければお示しを願いたいと思います。

最後に、薬物乱用防止教育の現状についてお伺いをいたします。近年大麻や覚せい剤等薬物乱用が次代を担うべき青少年層に浸透してきており、大変憂慮すべき状況となっております。また、未成年における飲酒や喫煙は薬物乱用の第一歩となることもあることから、アルコール、たばこは入門薬物とも言われておりますが、未成年における飲酒や喫煙の低年齢化が進んでおり、大変深刻な状況であります。このような状況を踏まえ、地域の青少年層に対する薬物乱用防止、普及啓発活動がなお一層重要でもあるのでございます。

私は、むつ市のことを言っているわけではありませんが、「うちの学校には薬物を乱用している子なんかいない」、「薬物乱用防止教育なんてやるだけ無駄」と話す学校の先生もいるそうでございます。寝た子を起こすようなことはやらないでと懸念する父兄もいるそうであります。しかし、子供はもう知っているのです。薬物のことは知っております。魔の手がそこまで伸びてきています。知らないのは大人なのでしょう。しかし、危険

きわまりない薬物と接触をしていない今だからこそ、子供には正しい知識が必要ではないでしょうか。

そこで、教育委員会にお伺いをいたしますが、むつ市管内小・中学校では、薬物乱用教育についてどのように指導しているのか。また、学習指導要領での薬物乱用教育についての位置づけはどうかお伺いをしたいと思います。

次に、保護者への取り組みについてでございますが、全国的に小・中学生に対する薬物乱用防止教育は、時期が早いのではという意見も多くあるようにございます。それは、子供の環境を理解していない大人の無責任な意見と言わざるを得ません。小学生でもテレビ、インターネット、携帯電話などでの情報が無防備な状態で降りそそいでいます。それは、必ずしも有益な情報ばかりでなく、親の心配を生む不適切な情報も多いのです。その1つには、薬物乱用の問題の情報でございます。子供がこの問題を正しく理解するには、大人のサポートが必要かと思えます。親や先生は何でも相談できる存在ですが、事が起きてしまってからでは信頼関係を保つのは難しいし、子供は親や先生に対して距離を置くようになってしまいます。十分な信頼関係があれば、薬物乱用は絶対だめということを教えやすい状況になると思うのでございます。それを実行することが子供たちの将来を守ることになるのではないのでしょうか。

社会環境や友人の影響を受けやすい子供たちに対して、薬物の危険から身を守るように教育することも親の務めと思うのでございます。私たちの身近な地域社会から薬物乱用を許さない環境づくりが大事かと思えます。そこで、当教育委員会においては、保護者への取り組みについてどのように対応しているのか、今後どのように取り組んでいく考えなのかお聞かせを願いたいと思えます。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 千賀議員のご質問にお答えいたします。

まず、公共施設の震災対策についてのご質問の第1点目、耐震基準への適合状況についてであります。議員仰せのとおり、当市の地域防災計画において本庁舎及び各分庁舎は地震や風水害等の災害発生時には災害対策本部、災害対策支部を設置し、被害情報収集や災害対策指示を実施する拠点施設となっております。また、避難場所として学校や集会施設等115カ所の施設を指定しております。昭和56年に建築基準法が改正され、耐震基準が大幅に見直されましたが、当市の115カ所の避難施設のうち、耐震基準の診断対象となります避難施設については、建物の種類ごとに床面積等の要件があり、網羅的な耐震診断を行っておられないことから、適合している施設を正確にお示しすることはかなわない状況にあります。

避難施設となる建物につきましては、平成17年11月に耐震改修促進法が改正され、地震防災対策上重要な施設となる学校の耐震化に関する規制が強化されたことに伴い、平成18年度以降、小・中学校の耐震診断、耐震補強工事を実施し、本年度末までには計画した小・中学校の耐震補強工事はすべて完了することとなっております。

第2点目の避難施設の補強及び改修工事の実施についてのご質問でございますが、現在各地区において指定している避難施設以外に適切な避難場所となる施設がないのもまた事実であります。努力義務であります耐震診断、耐震改修等避難施設の安全性はもとより、機能面も含め全面的な調査が必要でありますことから、現有施設の点検をしながら計画的に避難場所としての機能強化を図り、維持に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、第2点目の消火器の詰めかえ助成についてのご質問にお答えいたします。火災が発生した際の初期消火の手段として、非常に大きな効果を発揮すると言われる消火器については、現在一般的に普及している加圧式ABC粉末消火器の容器の耐用年数はおおむね8年、薬剤は5年をめどに詰めかえが必要とされておりますが、その間に使用したのものについては、消化薬剤を再充てん、つまり詰めかえを行うことにより再び使用可能となります。

この消火器の薬剤詰めかえに対する助成については、議員お話しの福井県敦賀市を初め東京都の目黒区や江東区など、一部の自治体において実施しておりますが、埼玉県戸田市や茨城県東海村、本県青森市などのように自主防災組織の訓練や一般の住民が初期消火協力のために使用した消化器の薬剤詰めかえに限って助成している自治体や、東京都渋谷区や品川区などのように、消化器の購入や薬剤の詰めかえのあっせんのみを行っている自治体もあります。

いずれにいたしましても、火災予防の観点から、一般家庭における消化器の普及は重要であることは認識いたしますが、住民の経済的負担や維持管理など、普及拡大にはいろいろな問題もございます。市といたしましては、一般家庭の消化器の詰めかえに対する助成には将来にわたって多額の経費が伴うことから、現状では困難な状況にありますが、例えば今後組織化を図らなければならない自主防災組織の消化訓練や一般の住民が初期消火の協力のために使用した消化器の薬剤の充てんに限って、県内の状況も勘案しながら、助成の適否も含めて総合的に検討してみたいと考えますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、汚職防止対策についてのご質問にお答えいたします。まずご質問の第1点目、綱紀粛正の指導はどのようにしているのかとのことでありま

すが、千賀議員ご指摘のように、昨年10月に職員による公金の着服というゆゆしき不祥事が発生し、市民の皆様の信頼を裏切ることとなったことはざんきにたえないところであります。また、最近では県内の他自治体においても類似の事件が発生し報道されましたことは記憶に新しいところでありまして、当市に限らず全国的に見ても公務員による不祥事が絶えることがないということにつきましては、行政のトップの一人として非常に残念に思うと同時に、一政治家としても常に自らを律し、自戒の念を忘れることなく職務を全うしなければならぬものと痛感しているところであります。

職員に対しましては、私は行政マンは採用時の新鮮で意欲に満ちた気持ち、原点を忘れることなく、いかなるときでも市民目線に立って職務に精励する姿勢を抱き続けてもらいたいと常々訓辞の中で申しておりますが、本年度は職員研修の一環として公務員倫理に関する講師養成研修に職員を派遣し、庁内での職員研修に反映する予定としておりまして、不祥事を繰り返すことがないように、さらに強固な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、このような行政を取り巻く不祥事は市民の信頼を大きく失墜させる行為でありますので、職員一人一人、常に全体の奉仕者であるという公務員としての立場と責務の重大さを心にとめ、自らを厳しく律し、反社会的行為を引き起こすことのないよう自覚ある行動をとることを根気強く指導するとともに、不祥事につながるような環境となっていないか、常に事務処理過程をチェックすることなど、組織的な対応を促してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の第2点目、職員の配置転換についてであります。財政再建を第一義に据え、退職者一部不補充を行いながら、組織として効率的な

行政運営に努めているところでありますが、職員個々の業務負担は増大傾向にあります。このような状況を踏まえながら、定期人事移動の際には所属長ヒアリングを実施し、職員の特性はもちろんのこと、限られた職員数の中で、適正な職員配置を心がけているところであります。人事異動の目安としては、専門的な職種の職員を除いて新採用職員は3年を、その他の職員は3年から5年をめぐりに異動の対象としております。

議員ご指摘のように、契約業務や補助金業務等の部署に限らず、同じ部署に長い期間配置することは、一部の業者や団体との悪い意味でのなれ合いやチェック体制の甘さが生じ、ややもすれば不祥事に結びつく可能性も捨て切れないところであります。このような事態に陥らない対策として、事務処理マニュアルの作成を徹底し、相互牽制のもと、常にその手順に沿った正確な事務処理に徹するように指導するなど、より一層の目配りをしていくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次の監査実施上のポイントにつきましては、代表監査委員から答弁をいたします。

また、最後の薬物乱用防止教育の現状につきましては、教育委員会より答弁いたします。

○議長（村中徹也） 代表監査委員。

（小川照久代表監査委員登壇）

○代表監査委員（小川照久） 汚職防止対策についての3点目、監査実施上のポイントについてお答えいたします。

千賀議員ご承知のとおり、監査委員による監査は、地方自治法、地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律など、その規定に基づき市の財務に関する事務を中心として、公正で合理的かつ能率的に行財政運営が確保されているかを主眼として実施しております。年度当初において監査実施基本計画を策定し、不適切な事項

の指摘にとどまらず、検討課題及び指導にも重点を置いて実施しているところでございます。

汚職防止の観点から、どのような点にポイントを置いて監査をしているかというご質問については、例月出納検査及び定期監査においては、現金及び有価証券の保管管理状況、予算の執行状況、財産の管理状況のほか、入札関係、業務委託、物品購入などの契約事務にポイントを置いて実施しております。また、定期監査及び財政援助団体等に対する監査においては、事前に資料の提出を求め、事務事業の概要説明をいただき、法令遵守を基本として問題点を把握するよう努めております。

今後ご質問の趣旨を踏まえ、監査を実施していく所存であることを申し上げまして、答弁いたします。

○議長（村中徹也） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 千賀議員の薬物乱用防止教育に関するご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、小・中学校の指導についてと、ご質問の2点目、学校教育での学習指導要領での位置づけについては関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、薬物使用に対する警戒感や抵抗感が希薄化し、好奇心や仲間意識といった軽い気持ちから安易に薬物に手を染める青少年が増加しているという現状は、次代を担う青少年の健全な育成という観点から、極めて憂慮すべき状況であると考えております。このような状況の中で、心身の発達途上にある小・中学生の段階で薬物、飲酒及び喫煙について、その危険性を啓発し、薬物等の使用を阻止することは学校教育における喫緊の課題であると認識しております。

学校における薬物乱用防止についての教育は、国の第三次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえ、す

すべての中学校及び高等学校で年1回は薬物乱用防止教室を開催すること、小学校においては地域の実情に応じて、その開催に努めることとされております。当市におきましても、中学校においてはすべての学校で、小学校においては昨年度は15校中7校で薬物乱用防止教室が実施されております。

薬物乱用防止教室の中では、大麻、覚せい剤、シンナー等の薬物が心身に及ぼす悪影響や薬物依存を引き起こすこと、またたとえ1回だけの使用でも犯罪として扱われることなどについて指導しているところであります。その際には、警察職員、薬剤師等の協力を得て、専門的な立場からご指導をいただいております。指導の一層の充実が図られております。

学習指導要領上の取り扱いについて申し上げますと、小学校における学習指導要領においては、小学校6年生の体育科保健領域の中に病気の予防に関することとして、喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は健康を損なう原因となることを学習することとなっております。さらに、シンナーなどの有機溶剤の心身への影響を中心として覚せい剤等にも触れながら、薬物の乱用が心身の健康に深刻な影響を及ぼすこと及び法律で厳しく規制されていること等を指導することが示されております。

中学校における学習指導要領においては、保健体育科保健分野の中に健康な生活と疾病の予防に関することとして、喫煙、飲酒、薬物乱用と健康との関係について学習することとなっております。その中で覚せい剤や大麻等の使用が幻覚を伴った錯乱状態や急死などを引き起こすこと、薬物の乱用による依存症状が精神や身体にさまざまな障害を引き起こすことを指導することなどが示されております。このように薬物の乱用は、児童・生徒の人格の形成や健全な発達を阻害する大きな要因となることから、学習指導要領においても発

達段階に応じた適切な指導がなされるよう規定されており、小・中学校においては、これに基づき学習がなされております。

次に、保護者への取り組みについてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、小・中学生を薬物乱用から守り、健全な育成を図るためには監督する立場にある保護者にも薬物に対する正しい知識を有していただくことが必要であり、保護者に対する啓発が不可欠であると認識しております。小・中学校における保護者に向けた取り組みにつきましては、薬物乱用防止教室への保護者の参加、参観日や校内で行う保護者研修会における講演等の実施により薬物乱用防止に関する指導、啓発を行う学校も見られるところですが、まだまだ十分でないことから、今後教育委員会といたしましても、児童・生徒への指導同様、保護者に対する啓発活動の必要性を働きかけてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（村中徹也） 16番。

○16番（千賀武由） ご丁寧なご答弁、本当にありがとうございました。それでは、順次何点かを質問させていただきます。

まず、公共施設の震災対策でございますが、適合調査は行われていないということでございますけれども、市長はハザードマップで、表紙のほうで市民の皆さんにあいさつで訴えられております。いつ起きるかわからない自然災害に対し、自らの備えを怠ることなく常日ごろから防災対策を進めていくことが大事とおっしゃってございます。そのとおりであります。市としてもいざ大きな地震が起きた場合、市民の生命を守る大事な施設がいざというときに利用できないでは大変なことでございます。先ほどの市長の答弁では、全面的、計画的に実施するという強いお言葉をいただきました。それでは、どのような計画で今後実

施していくのか、そのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、避難場所の点検、当然必要です。そしてそれは機能面、この部分も点検が必要だと。そういうふうな形で、機能面、そしてまた老朽化の調査、こういうふうなものをして維持に努めていかなければいけないなという思いでございます。

○議長（村中徹也） 16番。

○16番（千賀武由） ありがとうございます。

私は、市の厳しいこの財政状況は十分理解しているところでございます。市長の言ういつ起きるかわからないではなく、きょうにでも、あしたにでも起きるかもわからないのが災害でございます。備えあれば憂いなしと言います。市民の安全安心、生命を守る大事な公共施設でございます。必要な箇所は早急を実施するようよろしくお願いをすることでございます。

次に、消火器の詰めかえ助成について、1点だけ質問いたしたいと思います。本むつ市の世帯数は、先般の広報掲載によりますと、2万8,958世帯と載せてございます。私は、全世帯の消火器の薬剤が古くなっているわけではないと思うところでございます。そのうちの全世帯のうちの3分の1の約9,600世帯になりますか、端数は切り捨てますが、この詰めかえをするとしても2,000円、私の試算では大体1,920万円ぐらい、そういう試算をしております。市民の生命と財産を守るという観点から見れば、私は不可能な額ではないと考えますが、再度市長の答弁を伺いたいと思います。

○議長（村中徹也） 防災調整監。

○総務政策部理事防災調整監（岩崎金蔵） 千賀議員のご質問にお答えいたします。

現在市内で消火器を何世帯設置しているかはち

よっと把握しておりません。これは消防にも確認したのですけれども、把握できていないということです。先ほど市長答弁にもありましたけれども、消火器の薬剤詰めかえに対して助成しているのは、全国でもごく一部の自治体に限られております。また、県内におきましても、青森市のみが自主防災組織が自発的に消化訓練を行った際の薬剤詰めかえに限って助成しているということで、全国的な広まりは見られておりません。当市におきましても、当然これから防災のかなめとしまして、自主防災組織の育成が必要になりますけれども、そういう面も含めまして、助成の方向を考えてみたいと思います。

また、現在全国的に普及が進んでおりますのは、消火器の容器の耐用年数期間中は薬剤の詰めかえが必要ないというふうな、こういう消火器が普及されているようで、途中での詰めかえは恐らく今後は必要がなくなるのではないかと考えております。

○議長（村中徹也） 16番。

○16番（千賀武由） ありがとうございます。財政等の問題等いろいろおありでございましょうが、先ほど申し上げましたとおり、市民の生命と財産を守るという観点からも、また防災に対する意識を高める点からも前向きにひとつご検討をお願いしたいと思います。

それでは、次に汚職防止対策について質問をいたしたいと思います。まず、市長に伺いますが、壇上での質問で、配置転換についての基本的な考え方をお聞きしたわけですが、それでは本庁舎とか分庁舎、出先機関等に勤務し、同一場所にあつて異動しない職員、あるいは逆に1年、2年と頻繁に異動している職員もあると思うところでございますが、極端に長期的在職者、短期在職者についてはどのような考え方に基づいて対処しているのか、できればお伺いしたい、そのように思いま

す。

○議長（村中徹也） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） 先ほど市長の答弁にもございましたが、人事異動の目安として、原則的には新採用職員は3年、その他の職員は3年から5年をめどにということがございます。もちろん専門技術性の高い職務については、この限りにあらずでございまして、そういった意味合いの関係の職員につきましては、やはりある程度長期性と申しますか、いろんな業務の習熟度を高めていくということがございますので、そういったケースもあるかと思えます。

また、逆に今議員がご指摘のように、短期間で異動になるということもありますが、これはあくまでも組織の異動の論理、あるいはまた個人のそれぞれの資質、適性といったものを勘案しての結果ということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（村中徹也） 16番。

○16番（千賀武由） ありがとうございます。それでは、もう一点監査委員にお伺いをしたいと思います。

壇上での質問で、監査実施上のポイントの概略を伺ったところでございますが、それでは日常監査をしていて何かこの点に盲点がありそうかどうか、あるいは改善をしなければ不正事件の発生の温床になりかねないとして、もしお気づきの点があればお知らせを願いたい、そのように思います。

○議長（村中徹也） 代表監査委員。

○代表監査委員（小川照久） 日常の監査についての具体的な内容についてのお尋ねかと思えます。

まず、質問の言葉を拝借いたしますと、盲点はないのかと、さらには改善すべき点はないのかと、さらには不正事件等の発生の温床になっている部分はないのかという点で3つほど盲点、それから

改善、温床という3つの言葉をお聞きいたしました。お答えする順序は前後することになりますが、まず温床という言葉についてでございますが、大事に職員育成といいますか、育てるということについては、よい芽も出てくる職員もいるでしょうし、また悪い芽が出てくる職員もおるかと思えます。悪い芽は、それなりに早く摘み取るということが大事ではないかなと思っているわけですが、これについては内部組織の統制機能がありますので、それを十分生かすことでより早く摘み取ることができるのではないかと思います。つまり組織内の浄化作用、これを十分発揮していただくことによりまして、事故防止につながるものと思っているところでございます。これについては、私ども同じような仕事をしておりますので、内部組織の管理職同様、非常に重い部分で受けとめておきたいと思えます。

2つ目の言葉の中に盲点という言葉がございました。私たちは、監査を実施するに当たりまして、全国都市監査委員会が作成しております都市監査基準準則の中からそれぞれ監査に対しまして、着眼点を決めて実施するわけですが、今後においても、着眼点を十分精査いたしまして、盲点がないような監査に努めてまいりたいと思っております。

あと、3つ目ですけれども、改善という言葉がございました。一連のご質問の内容は、昨年発生した職員による不祥事に起因した質問であると受けとめておりますが、この部分についてお答えすると、昨年の事件は市の財務規則等が適用される公金ではなく、準公金であると受けとめております。基本的には、監査の対象としておりません。しかし、準公金といえども、適正な管理は公金と同様に重要であるということでございますので、市のほうでの事故防止対策として、平成22年3月30日付の副市長通知、準公金の取り扱い方針が定

められておりますので、準公金のみならず、公金においても実効のある改善が図られるものと確信いたしております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 16番。

○16番（千賀武由） 大変ご丁寧にありがとうございます。市長も懸案事項等が非常に山積みして大変とは思いますが、理事者、職員一丸となってお互いに綱紀粛正のもと、市民に信頼される、市民に喜ばれる明るい元気なむつ市づくりにご奮闘されるようお願いをしたいと思います。

それでは、最後に薬物乱用防止教室について質問をいたしたいと思います。先ほどの教育長のご答弁で、現状について大変詳しくありがとうございます。また、薬物乱用教室もそれなりに開催しているようで大変うれしく思います。

それで、1点だけお願いをしたいと思います。青森県から委嘱されました青森県薬物乱用防止指導員のうち、むつ市及び下北郡に居住する者によって協議会が組織されております。そして、むつ保健所と共同しながら、むつ下北の住民を対象に普及啓発活動を現在しているところでございます。そこで、むつ保健所と青森県薬物乱用防止指導員むつ地区協議会、ここより学校における薬物乱用防止教室を実施するに当たっての講師の活用依頼があったかと思いますが、こういう活動をしている方々を利用して、各学校で、先ほど薬剤師さんとか警察と言いましたけれども、各学校で今後薬物乱用防止教室を開催するに当たって、いろいろ薬剤師さんとか薬の配置業者さんとか、民生委員さんとかライオンズクラブの会員さんとかいろいろあるわけでございますが、こういう方たちを使って薬物乱用防止教室を開催する考えがないか伺いをしたいと思います。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（遠島 進） 薬物乱用防止教室の講師に

青森県薬物乱用防止指導員の方々を活用する考えはないかというようなご質問でございますが、現在むつ市内の小・中学校で行われております薬物乱用防止教室におきましては、すべてと申しますか、ほとんどが外部の専門家の方々によって講演、または指導していただいているということでございます。そして、その講師につきましては、今議員からのお話がありましたように、青森県薬物乱用防止指導員むつ地区協議会と、それからむつ保健所から青森県薬物乱用防止指導員のリストをいただいて、それを各小・中学校に周知しているところでございます。教育委員会といたしましても、その指導員の活用がなお一層図られますよう努めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 16番。

○16番（千賀武由） わかりました。講師となる薬物乱用防止の指導員は、教育長も言ったとおり、薬剤師とか保護司、先ほど私も言いました薬の配置業者、それから行政書士、民生委員、そしてライオンズクラブ会員、こういう方々が講習、研修を受けて、講師の認定を受けた方たちばかりでございますので、学校でお願いした講師とはまた別な意味からも私は勉強になるのではないかと申すところでございますので、ぜひ活用をお願いしたいと、そのように思います。

最後に述べさせていただきますが、あすを担う子供たち一人一人の心の中に薬物は絶対だめという薬物の怖さを刻み込ませなければならないと私は思います。教育委員会を初め学校、保護者、地域一体となって連携をとりながら情報交換を行い、善悪の判断をしっかりと持ち、誘惑に負けない心の強い青少年に育つよう強力に取り組むことをご期待申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（村中徹也） これで、千賀武由議員の質問を終わります。

午後 2 時まで暫時休憩いたします。

午後 1 時 5 0 分 休憩

午後 2 時 0 0 分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎中村正志議員

○議長（村中徹也） 次は、中村正志議員の登壇を求めます。11番中村正志議員。

（11番 中村正志議員登壇）

○11番（中村正志） むつ未来会派の中村正志です。むつ市議会第204回定例会に当たり一般質問を行います。市長並びに理事者の皆様におかれましては、明快かつ具体的で前向きなご答弁をお願いいたします。

サッカーワールドカップ日本代表チームの活躍により、連日の寝不足でお疲れかもしれませんが、一般質問の最後でありますので、もう少しの間おつき合いをお願いいたします。

先週16日に第174通常国会が150日間の会期を終え閉幕いたしました。最終日には参議院本会議が開かれることなく、各委員会が閉会中に行う調査などの手続が行われないまま異例づくめ、前代未聞の通常国会でありました。与野党それぞれに言い分があるとは思いますが、歴史的政権交代後の新しい国会の姿を国民に見せることができないまま、会期末まで与党民主党の強引な国会運営が際立っていたと私は強く感じております。国会の審議においても、衆院先議の慣例を破り、9本もの議案を参院で先議したり、重要広範議案である労働者派遣法改正案を与党の国対委員長が参院から審議を開始しようと強引に働きかけたりと、自民

党政権よりも数の力に頼った強引な国会運営をしたにもかかわらず審議が停滞し、政府提出案の成立率が戦後最低の54.6%では、政権の責任を果たしたとは到底言えないと私は思います。民主党は、このことを国民にどう説明するのでありましようか。

こうした中、菅内閣が新しく誕生しました。しかしながら、菅内閣は党首討論や予算委員会での審議をすることなくわずか6時間23分の委員会審議で強行採決した郵政改革法案ですら廃案にしても、内閣支持率の高いうちに参院選を戦ったほうが得だと判断をしました。選挙至上主義とも言うべき党利党略の戦術であり、国会軽視、国民無視も甚だしいと言わざるを得ません。

菅内閣が多くの国民を失望させた鳩山前内閣とどのように違うのかがわからないまま参院選に突入することになりました。今回の参院選は、昨年夏の政権交代以来の民主党政権の実績を評価する場となります。政権の中間試験となるべき今回の参院選ではありますが、採点されるはずの鳩山前総理は政権を放り出しました。国民の不信感の根っこにあるのは、民主党のマニフェストが選挙目当ての絵にかいたもちだったのではないかと、民主党に日本を立て直す政権担当能力があるのかどうかであります。これまでの9カ月間の失政と向き合うことなく、看板を変えただけで選挙戦を乗り切ろうとしている民主党にもう一度チャンスを与えるという参院選ではないということを我々国民は冷静に判断すべきであると思います。各政党が参院選に向けて人気とりだけではなく、きちんとしたマニフェストを掲げて責任のある政策議論で今回の参院選を戦ってくれることを強く望むものであります。

前段が少し長くなりましたが、質問に入ります。質問の第1は、市長の政治姿勢についてであります。間もなく宮下市長は就任してから3年を迎え

ることになります。マラソンで例えるなら30キロから35キロ付近であり、勝負どころであります。市長1期目の仕上げの年を迎えることとなります。宮下市長の3年間の活躍は、新聞紙面に数多く取り上げられたり、時にはテレビのニュース画面で報道されたり、市政だよりの一面を飾ったりと多くのむつ市民が感じているところであります。一部には出過ぎだとの声もあるようですが、宮下市長がこの3年間積極的に行動してきたあかしであると思います。もちろんこれまでには数多くの困難やご苦労があったと思いますし、人には見せない陰でのご努力をされてきたと思います。よいことも悪いことも含めまして、市長就任3年間の振り返りの感想について宮下市長のご所見をお伺いいたします。

宮下市長は、7つの公約を掲げてさきの市長選を戦い、当選されました。この7つの公約は、残念ながらマニフェストと呼ぶにはほど遠いものではありますが、むつ市民との約束であります。この7つの公約がいかにかむつ市政に反映されるか、最優先で予算案に組み込むかどうか重要であります。そこで、7つの公約の取り組み状況と、それに対する宮下市長の自己評価についてお伺いをいたします。

なお、この質問については、さきの新谷功議員、浅利竹二郎議員と重複いたしますので、簡明瞭なご答弁をお願いいたします。

質問の第2は、地方分権、地方主権への対応についてであります。民主党政権が改革の1丁目1番地と呼んだ地域主権のその第一歩となる地域主権改革関連3法案が参議院で先に可決されましたが、結局は継続審議となりました。住民に近い自治体に権限も財源も移すため、各省庁の強い抵抗を打ち破ってでも実行すると宣言までしていたこの関連3法案が成立しなかったことは、私としても非常に残念であります。それに伴い、6月中旬に

予定されていた政府の地域主権戦略大綱も先送りされそうな感じでありました。ところが、参院選を前にして、地方や野党から菅政権は地域主権改革に消極的だとの批判をおそれたのかどうかはわかりませんが、急遽取りまとめをし、先週19日、地域主権戦略大綱の最終案の全容が明らかになりました。

この最終案を見ますと、目玉政策であった地方が自由に使える一括交付金制度について、計画の段階から国が関与できる措置を盛り込んであります。このことは、骨抜き改革であり、地域主権に逆行する内容であります。この地域主権戦略会議には菅首相も仙石官房長官もメンバーとして入っています。国が補助金の使い道を決めて、地方がそれもらうために頭を下げる、一括交付金化にはそんな中央集権の構図そのものを変えるねらいがありました。しかしながら、今回決まった大綱では、原案にあった「省庁の枠を超えて」という表現を「枠にとらわれず」と改め、国の関与を色濃く反映する表現が散りばめられています。

地域主権改革関連3法案の継続審議に続く目玉政策の骨抜きで改革の前途多難がはっきりしてきました。改革が後退するかもしれないとはいえ、今まで以上に地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めるという理念のもとに地域主権改革が進んでまいります。国の義務づけ、枠づけの見直し、条例制定権の拡大、市町村などの基礎自治体への権限の移譲、ひもつき補助金の一括交付金化、国の出先機関の原則廃止など、この数年の間に確実に進んでいきます。このことにより、住民自治、基礎自治体の権限と責任は飛躍的に高まってまいります。つまりは地域主権の受け皿となる基礎自治体の能力向上、体質強化は喫緊の課題となります。むつ市としても、地域主権改革に対して、この対応をしっかりと進めていかなければな

りません。そこで、その対応として、人材、市民協働参画、財政運営、議会との関係の4点についてお聞きしたいと思います。

1点目、職員のスキルアップと採用計画についてであります。地方主権改革により地方自治体の事務事業の大幅な増加が予想されます。加えて、より専門性を求められます。そこで、今後の職員の専門知識の習得や法改正などへの対応はどのように進めていくのか、今後職員に求められるスキルは何か、重要となるスキルは何か。また、市の職員採用に対する方針はどうなっていくのか、どのような人材を求めるのか、専門的な知識を持ったスペシャリストの採用をする考えはないか、あわせてお聞きいたします。

2点目は、市政への市民協働参画の推進と積極的な情報提供についてであります。この点につきましては、何度か一般質問をしましてまいりました。この市民協働参画については、私は最近懸念している点があります。それは、公共サービスの担い手としての面が強調され、行政のスリム化の話に矮小化されているのではないかとことです。決してそうあってはならないと思いますので、いま一度むつ市としての考え方をお聞きしたいと思います。

むつ市の目指す市民協働参画の具体像とその進め方、タイムスケジュールはどうなっているのか、市民協働参画を進めていくには積極的な情報提供というのが今さら言うまでもなく最も重要なことでもあります。そこで、今後どのような情報を積極的に発信していくのか、その情報の中身はどのようなものか、あわせてお聞きいたします。

3点目は、財政運営における選択と集中、孤立化であります。地域主権改革が進んでいくと、自治体の政策決定の幅が広がっていきます。だからといって、あれもこれもできるということではなく、あれかこれかの事業の選択が重要になります。

自己決定、自己責任であります。そこで、これまでの事業の選択と集中はどのように行われてきたのか、そこには明確なルールづくりがなされているのか、事業の効率化を図る基準はあるのか、事業別のコスト計算はどのようにしているのか、あわせてお聞きいたします。

4点目は、二元代表制としての市長執行機関と議会議決機関の関係についてであります。「地方自治は民主政治の最良の学校である」、これはイギリスの政治学者ジェームス・ブライスの有名な言葉であります。今ほど重みを持つ時代はないと私は思います。住民が自らの地域の政治、行政を担うことの大切さを説いたものであります。この住民自治を実現することこそが現在の地域主権改革にとって最大の課題であるからです。住民の代表である地方議会は、住民参加を通じて住民の意思を正しく酌み上げて行財政運営に反映させなくてはなりません。こうした本来の責務を果たすために、地方議会もいよいよ改革の正念場に立たされていると強く感じております。これからの地域主権に対応するためには、執行機関と議会がその特性を生かして切磋琢磨することが重要であり、今以上に議会が執行機関とは異なるもう一つのパワーセンターとして活躍することが議会改革の大きな課題であると思います。

そこで、地方分権、地域主権における市長と議会の関係はどうあるべきか、市長のご所見をお伺いいたします。

地域主権に対応するために、議会改革の重要性を述べさせていただきましたが、本来議会改革は行政改革と同様の論理では語るができないものであります。執行機関の行政改革は、公的サービスを効率よく公平に提供することにあります。議会改革は、住民自治、地域民主主義の実現こそが問われなければなりません。そのためには、議会の機関としての強化が必要になります。議会が

一生懸命仕事をし、強くなるためには強化費が必要になります。加えて議会事務局の充実強化も必要です。しかしながら、議会には予算権がありません。執行機関の理解と支援が必要になります。地域主権に対応するためには、議会改革は絶対欠かすことができないと思います。そこで、議会改革に対する市長執行機関の協力体制はどうあるべきか、市長のご所見をお伺いいたします。

質問の第3は、公益法人制度改革についてであります。この質問につきましては、さきのむつ市議会第202回定例会において同様の質問を行っていますので、そのときの答弁を踏まえて、その後の取り組み経過についてお聞きをしたいと思います。

最初に、社団法人むつ市脇野沢農業振興公社についてお聞きしたいと思います。平成24年度をめどに公益社団法人の取得を目指すとのことでしたが、現時点でどのあたりまで事務作業を進めているのかお聞きいたします。

現在公社で行われている事業、管理事業、農地保有合理化推進事業、施設運営管理事業、イノブタ生産事業、物産販売事業は、それぞれ公益目的事業の法律第2条関係の別表の23の事業のどの部分に合致するものなのかお聞きいたします。移行期限が限られているので、公益法人認定に向けて現時点でできることはただちに実行すべきと考えますが、この点についてはどうするつもりなのか。

先日我々に平成21年度の公社の経営状況を説明する書類が提出されましたが、そこにあった財務書類は平成20年度改正、公益法人会計基準ののったものであるのか、公益法人認定を受けるためには情報の開示が必要であります。決算公告、定款、役員名簿などの情報の開示は現在行われているのか。以上、あわせてお聞きいたします。

次に、財団法人むつ市教育振興会についてありますが、同様の質問をさせていただきます。平

成25年度までに公益財団法人に移行したいとのことですが、現在準備作業はどこまで進んでいるのか。移行期限ぎりぎりではなく、もう少し早いほうがよいと思いますが、この点についてはどうするのか。現在行われています事業、教育文化施設助成事業、市受託事業、市指定管理者事業、自主事業は公益目的事業の法律第2条関係の別表の23の事業のどの部分に合致するものなのか、移行期限が限られているので、公益法人認定に向けて現在できることはただちに実行すべきと考えますが、その点についてはどうするのか。先日我々に平成21年度の振興会の経営状況を説明する書類が提出されましたが、そこに合った財務書類は平成20年度改正公益法人会計基準ののったものであるのか。公益法人認定を受けるためには、情報の開示が必要であるが、決算公告、定款、役員名簿などの情報の開示は現在行われているのか、あわせてお聞きをいたします。

以上、壇上からの1回目の質問とさせていただきます。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 中村議員のご質問にお答えいたします。

まず、私の政治姿勢についての1点目、この3年間を振り返っての感想ということについてであります。市長就任から今日まで、私に託された4年間のうちの4分の3が過ぎようとしておりますが、多くの苦労もありましたが、それなりに充実感を味わえたものもありました。

大きなテーマの一つであった庁舎移転は、議員各位のご理解をいただき、昨年9月に無事終わることができましたし、移転後においても多少の手を加えつつ、市民目線に立った利用しやすい庁舎になってまいりました。また、もう一つの大きな部分である財政再建については、市民の皆様のご

理解、ご協力のもとに市全体の均衡ある発展に配慮しながらも、歳入確保や経費節減等赤字解消計画の着実な進捗により、平成23年度決算における赤字財政からの脱却について先が見える状況となりつつあります。さらに、下北駅前広場整備事業の完了、小・中学校の耐震改修事業に加え、間近に控える使用済燃料中間貯蔵施設の着工、財団法人日本分析センターの港町地区への一部移転、下北医療センターの部分ではありますが、むつ総合病院の不良債務の解消など、充実感を覚えるものも少なくありません。

一方、市の基幹産業である農林水産物の地産地消運動などの精神運動の定着や、ゆるキャラのムッシュ・ムチュラン1世などと連動した自慢の地場産品の外へ向けたルート開拓、下北・むつ市企業連携協議会の立ち上げ、そしてそれによるエネルギー関連産業への参入促進を視野に入れた資格取得のための講習会支援などのように、今後も継続して取り組んでいかなければならないものもたくさんありますが、これまでの3年間の成果としてはある程度の評価をいただけるのではないかと考えております。

次に、市長の政治姿勢についての2点目、7つの公約の取り組み状況と、それに対する自己評価についてであります。これまで新谷功議員、浅利竹二郎議員のお二人からも同様のご質問をいただき答弁をいたしているところでありますので、簡潔に、そしてまた早口になることをお許しをいただきまして、述べさせていただきます。

「まちづくりの主役は市民」においては、出前講座やおでかけ市長室などの実施により、市民への情報提供及び意見酌み上げに積極的に努めておりますし、政策への反映といった点で行政組織の改革も図っております。

「こどもは地域のたからもの」では、妊婦健診の充実やファミリーサポートセンター事業の開始

などのほか、小中一貫教育の推進や教育環境の整備充実などに取り組み、小中一貫教育についてはいよいよ平成23年度から実行段階に入ります。また、中学生夢をはぐくむ体験入学事業の実施など、子供たちに夢や希望を持ってもらえるような事業に取り組んでおります。

「安心して暮らせる毎日が基本」では、産業政策課の創設や資格取得講習会の開催支援を行うなど、産業の掘り起こしと雇用の創出に結びつくような事業に引き続き取り組んでまいるほか、今後ますます必要となってくる公共交通に係る検討などにも着手しております。

「むつ市のうまいは日本一」では、元気むつ市応援隊の立ち上げなど、農林水産物等の消費拡大、販売促進に向けた事業の推進に努めておりますほか、まちづくりサイトてっぺん下北の構築により、情報発信に努め、地元産品の消費拡大による産業の活性化を図ってまいります。

「最少の経費で最大の効果を」では、赤字解消計画を予定どおりクリアすることが可能な状況となってきておりますとともに、行政運営体制の整備などについては、第5次行政改革大綱に沿い検討してまいります。

「大切なのは地域のきずな」では、コミュニティ活動への助成、集会施設に対する補助などを強化しておりますとともに、国の重要文化財として指定を受けた旧大湊水源地水道施設については、その保存活用について地域との連携により検討を進めてまいります。

「公共事業は地域の“いしずえ”」では、第三田名部小学校及び第一川内小学校の建設、大畑消防署の建設などのほか、各地区の道路整備や側溝整備など、生活に密着した必要な公共事業に取り組んでおります。

このように、私はこの3年間でいろいろな施策や事業に取り組んでまいりましたが、今ほど申し

上げましたように、充実感を感じることができるものもありましたが、まだまだ十分な成果に結びついていないものもあります。残された1年余の任期において、市民の皆様からよくやったと評価してもらえよう、そして私自身も充実感をより多く感じることができるよう精いっぱい努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

次に、地方分権、地域主権への対応についてのご質問にお答えいたします。まず、ご質問の第1点目、職員のスキルアップと採用計画についてであります。地方分権の進展に伴い、条例制定など政策法務を担う場面が多くなってきていることに加え、行政課題が複雑化、多様化している状況にあります。これらの行政需要に対応するため、市では平成22年2月に策定したむつ市行政改革大綱において、市民第一主義の徹底、政策立案、調整能力の強化、職場内外研修の推奨、研修講師としての職員の養成等を掲げ、職位や職務経験に応じた人材育成を目指し、青森県や民間団体で実施しております各種研修への参加により職員のスキルアップを図ることとしており、具体的な実施計画は本年度中をめどに策定することとしております。

地方分権というこれまでなじんだ言葉に対して、現政権は地域主権という言葉在前面に出して、明治維新以来の中央集権体制の抜本的な見直しを進める方向性を打ち出しております。これまでの地方分権という言葉には、それに対応した地方自治の体制を築かなければならないという受け身、客体としてのニュアンスがつきまといいますが、それに対し、地域主権という言葉は、自分たちの地域を豊かにしていくためには地域が自ら考え、自ら責任を持って実行する必要があるとの主体的認識のもとに分権を求めるのだという積極的なニュアンスを持ち、本来の住民自治に根差した地域社

会を自治体の責任においてつくり上げていくという地方自治の自主性を求める言葉であろうと考えております。したがって、地域主権の進展によって変わらなければならないのは、国以上に地方であろうと私は認識しております。職員にも国・県ではなく、主権者たる住民を常に念頭に置き、住民に望まれる仕事をしていくのだという発想の転換と、根本的な意識改革が今以上に必要とされるものであり、そのためには職員一人一人がまちづくりのプロとして、市政の経営者たる目を持つことが大切であろうと考えています。いわば物事を市民目線から妥当なものかどうかを見きわめる感覚を鍛え上げ、それを行動規範として実践していく姿勢がさらに重要になるものと認識しております。

また、現在の地方行政を取り巻く環境は、組織のスリム化を進めていかなければならない一方、住民ニーズの多様化による制度の細分化や権限移譲等による業務量の増加等、非常に厳しいものとなっており、実務的なスキルにおいては、そのような社会の変化に柔軟に対応し、地域の課題を市民とともに解決していく卓越した調整能力も職員に求めたいものと考えております。

今後の職員採用につきましては、複雑化する行政課題に迅速に対応できる専門的な知識を有する職員の採用はもちろんのこと、市民が求めているものを市民の立場からの確に判断し、実行できる優秀な人材を発掘すべく採用制度にも工夫を凝らしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、第2点目の市政への市民協働参画の推進と積極的な情報提供についてであります。まず、市民協働参画の目指す具体像と進め方、タイムスケジュールについてであります。ことし2月に策定いたしました第5次行政改革大綱では、「まちづくりの主役は市民」とする観点から、市民と

ともにまちづくりを進める理念の検討として、市政への市民参画の推進、市民への情報提供と協働の基盤づくり及び地域協働の取り組みの推進を重点項目として掲げております。現在この大綱の推進項目に沿った実施計画案を立てるべく市の中堅職員と政策推進監から成る専門部会を組織し、他市事例等も研究しながら検討を進めている段階にありまして、今後行政サイドで立てた実施計画案に市民の方々を交えた行政改革推進委員会のご意見をちょうだいし、今年度中に実施計画を策定することとしております。

今後の具体的な取り組み項目やスケジュール等、市政への市民協働参画を推進するための具体的な方途につきましては、この実施計画でまとめることとしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、どのような情報を提供するのかについてであります。第5次行政改革大綱では、計画、実践、評価等の各段階において、いかにして市民参画の機会を拡大していくかということを大きな課題としております。私は、これまでもおでかけ市長室や出前講座等さまざまな機会を活用し、情報公開について心がけ、実践してきたところでありますが、さらなる情報共有を図るために計画の段階から市民に正確な情報を公開し、それに対して市民のご提言をいただけるような双方向での情報のやりとりができる仕組みを構築することが市民協働参画による自治の実現の第一歩につながるものと考えております。

具体的には、各種計画策定の際に、市民の参加を得てワークショップを開催することや、パブリックコメント制度の導入検討などを挙げております。また、実践過程においては、地域の市民協働活動の奨励を図る仕組みを検討し、評価段階では市民目線を生かした行政評価の充実などを挙げており、そういうプロセスにおいて適時に情報を公

開し、情報を共有することが市民の信頼を得て、ともに地域をつくり上げる共助精神の根幹となるものであり、また国の新しい公共の理念にもつながるものと認識しているところであります。

さらに、情報の提供については、情報の量のほかに質にも留意が必要と考えておりまして、政策の進捗経過も含めた適時適切な行政情報はもとより、それぞれの地域に根差した町内会や市民団体等で行っている協働の取り組みなどについても積極的に紹介していくなど、市民協働参画の機運を高めるような情報も発信してまいりたいと考えております。

具体的な取り組みにつきましては、これも今後策定する実施計画によってお示しすることとなりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の第3点目は、財政運営における選択と集中についてであります。事業の実施に当たりましては、市の長期総合計画を基軸として、限りある財源の中、各地域の均衡ある発展に意を用いながら、国の財政措置が見込める有利な起債や国・県の交付金等を効果的に活用して取り組んできたところであります。

ご質問の事業の選択と集中には、どのようなルールづくりがなされているかという点についてであります。私が就任以来取り組んでまいりましたおでかけ市長室や市長への手紙など、常に市民の声に耳を傾けること、そしてそこから得られる市民の貴重なご意見を行政に反映していくといった私の理念であります。広報広聴の充実を基本に据え、長期総合計画における実施計画のローリング、さらには毎年度ごとの予算編成方針により予算の骨格を示し、地域性、緊急性といった諸事情にも十分に配慮した予算編成に努めております。

次に、事業の効率化を図る基準はあるかのご質問ですが、事業の計画段階におきましては、ワークショップ方式などの市民協働の理念を取り入

れ、市民主体の事業構築に努めておりますほか、従来から予算編成段階でのシーリングの設定や、査定段階では事業の実施方法や数量的な部分にメスを入れるなど、予算の運用段階までも含め、効率的な事務の執行に取り組んでいるところでもあります。

さらに、平成20年度から導入を始めております行政評価制度により、事務事業の成果や有効性、効率性等を検証し、その結果を次の予算編成に反映させるというシステムづくり等の検討を進めているところであります。この制度については、導入から間もないため、評価の対象事業が少ない等、まだ改善すべき点もありますので、今後ともシステムの充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、事業別コスト計算についてであります。事業に要する費用や事業の概要等については、当初予算の資料として配布しております実施事業の概要や、決算の資料である主要施策の実績報告書において既にお示ししているところであります。個々の事業ごとの人件費等を含めたコスト計算につきましては、職員の配置に伴うコストの増減やふくそうする事務費のコスト計算等一律に算出できない要素もありますことから、全国の事例等を研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第4点目、二元代表制としての執行機関と議決機関の関係についてのお尋ねにお答えいたします。まず、地方分権、地域主権における市長と議会の関係はどうあるべきかとお尋ねであります。地方自治制度のとらえ方といたしまして、憲法第93条第2項に地方公共団体の長と議会の議員は、住民が直接選挙により選ぶことを定めておりますことから、市長、議会がともに住民を代表する立場であり、基本的には住民を代表する市長と議会が相互牽制、抑制と均衡によって

緊張関係を保ちながら市政運営を行っていくものと理解しております。つまり議会は市長と対等の機関として自治体運営の基本的な方針を議決し、その執行を監視し、評価する機能を果たしながら、ともに地域社会を牽引する機関と認識しており、そういう意味で執行機関と議会は方向を同じくしていかなないと地域の発展を阻害することになりかねない危険性もはらんだ関係と考えているところでございます。

昨年11月に地域主権戦略会議が内閣府に設置され、国における地域主権の具体的取り組みが始まっております。昨年12月に原口総務大臣から案が示された地域主権戦略の工程表におおむね本年度から平成25年度にかけて地域主権改革に係る戦略大綱及び推進基本法等を制定するスケジュールが示されており、その中では議会と執行機関の関係見直しを含めた地方自治法の抜本改正の検討を地方財政検討会議で行うこととしております。

このような地方自治法の大幅な見直しは、今後の地方自治体運営の大きな変革につながる可能性を持つものであり、その動向は注視していかなければならないものと考えておりますが、それ以前に現在既に地域の実情に合った施策の展開が望まれていることでもありますので、透明性の高い健全な財政運営を維持しつつ、市民本位の市政を率いていくうえで、市長と議会の関係についてはより一層の緊張感を保ちながら市政運営の両輪となっていくべきものと考えております。

次に、ご質問の2点目、議会改革に対する市長の協力体制はとのお尋ねですが、議会におかれましては、先駆けて議会基本条例の制定に向けて一歩を踏み出されました。一方、執行機関側では第5次行政改革大綱に基づく実施計画案の策定作業に着手しており、その中で自治体憲法とも言われる自治基本条例の制定要否について検討することとしております。ともにこれからの自治体経営の

あり方の基本方針を定めることを検討している今こそ、これまで以上にむつ市政の将来像を共有し、基軸を同じくして真の地方自治実現のため手を携えていく必要があるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、公益法人制度の改革についてのご質問にお答えいたします。ご質問の1点目、社団法人むつ市脇野沢農業振興公社についてであります。このご質問については、むつ市議会第202回定例会において制度改革の概要や取り組み状況及び今後の予定等についてお答えしておりますが、社団法人むつ市脇野沢農業振興公社では、その後青森県が実施した新公益法人制度に関する説明会に出席するなど、新制度への移行方針の決定に向け関係機関と協議を進めていると伺っております。

この中で、現在公社が行っている事業について、管理事業及び農地保全合理化促進事業が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条関係の別表に定められております公益目的事業のうち、第17号の「国土の利用、整備又は保全を目的とする事業」に、同じく施設運営管理事業及びイノブタ生産事業が地域振興に資することから、第19号の「地域社会の健全な発展を目的とする事業」に、それぞれ合致するものと考えているところであります。

また、現在公社では改正公益法人会計基準での会計処理がなされていない状況にありますことから、平成23年度決算時までには実施するよう事務処理を進めているとのことであり、情報開示については現在公社内部で情報公開規程の制定に向け作業を進めていることから、今後は理事会等の承認を得て情報の開示を行っていききたいとのことであり、

このように公社では公益法人への移行に向けて準備を進めておりますので、市といたしましても、関係団体と密接に連携を図り、情報収集に努める

など支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

財団法人むつ市教育振興会については、教育委員会より答弁いたします。

○議長（村中徹也） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 中村議員の財団法人むつ市教育振興会についてのご質問にお答えいたします。

まず、新制度での財団法人への移行に係る準備作業の状況についてであります。公益法人制度改革による法改正によりまして、平成25年12月までの移行経過措置期間内に一般財団法人あるいは公益財団法人に移行しなければ解散となることから、むつ市議会第202回定例会において中村議員からのご質問にお答えしたとおり、新たな体制の財団法人に向けた準備作業を行っているところであります。

この新体制の財団法人としては、一般財団法人と公益財団法人があるわけであり、一般財団法人が法人登記のみで設立可能であるのに対し、公益財団法人では、その事業内容の公益性について、有識者の意見に基づき、行政庁が認定を行うという流れであり、青森県内でも同様の団体が期限までの認可を求めて申請が集中することになることから、申請から認定を得るまでの期間が2年前後を要するという状況にございます。現在の準備作業の状況を申しますと、公益認定のための情報収集や公益法人化をにらんだ会計処理への移行準備が主なところでありますが、今後理事会を開催し、方向性が決定される予定であると伺っておりますので、その結果に沿って迅速に事務を進めていくよう教育委員会として見守ってまいりたいと存じます。

次に、公益法人申請に際して現在教育振興会が実施している教育文化施設助成事業、市受託事業、

市指定管理事業、自主事業が公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第2条別表の公益目的事業のどれに該当するののかとの点につきましては、受託事業及び指定管理事業であっても、事業内容が公益性のあるものとの判断から、第9号で規定しております教育スポーツ等を通じて国民の心身の発達に寄与し、または豊かな人間性を涵養することを目的とする事業に当たるものと考えているところであります。しかしながら、公益性認定の判断が有識者による委員会の意見に基づいた行政庁である青森県の判断にゆだねられることとなっていることから、結果的にこちらの思うとおりのご判断をいただけないことも想定しておかなければならないと思っております。

また、公益法人認定に向けて現時点でできることはただちに実行すべきとのご指摘であります。全国的にも同様の団体が体制づくりを模索している状況でありますので、他団体等からの情報収集に努めながら、今後開催いたします理事会において方向性の結論を得た後に移行に向けて本格的に事務を進めることとなるものと考えております。

次に、会計処理の状況についてであります。教育振興会では現在平成16年度版の新公益法人会計の方式にのっとり諸表を作成しており、本定例会におきまして、経営状況を説明する書類を議員各位にご報告しているところであります。

公益財団法人として認定された際には、平成20年度版の新・新公益法人会計の基準に基づき処理を行わなければなりません。教育振興会では、その移行のための準備を進めているとのことであります。

最後に、情報公開に関しましては、教育振興会のホームページ上で定款、事業内容、財務諸表、役員名簿等を公開しておりますので、ご理解を賜

りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（中村正志） 再質問をさせていただきます。ちょっと質問の量の配分を間違えまして、多過ぎて、ちょっと時間が少ないので、ポイント、ポイントを押さえての質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に公益法人制度改革についてであります。今教育長が答弁されたとおり、認定にはやはりそれなりの時間がかかります。けれども、平成25年11月末というふうな期限が決まっています。今現在県内にはこの公益法人、県が所管するものだけでも350以上あるとの話でございます。その中で現在この認定申請をしたのがたった2団体だけ、それも一般を加えたそうです。公益をとるとなると、相当の準備と時間がかかりますし、1回申請してだめだというふうなことも十分考えられます。そんなことを想定しますと、やはり幾らでも急いだほうがいいと思っておりますし、また申請の回数には制限がありませんので、期限に向けて、これは今後とも急いだ形での準備作業をぜひとも進めてほしいということをお願いしておきたいと思っております。

市長の政治姿勢についてであります。この7つの公約に対しまして、市長の評価を、個人としての評価をお聞きしました。それでもやはりある程度の客観的な評価というのは、これからの地域主権の時代には必要になってくると思っております。ただ、客観的な評価をするといっても非常に難しいことだと思うのですが、その一つの方法として、住民が住民自治を実現するための方法として、この評価に取り組むというのもまた一つの市長の公約の評価の仕方ではないかなと私は思います。

そこで、市民が市長の公約を評価しようとする場合、そのままでだけではただ感覚とか雰囲気だけの評価になってしまいます。そういうことを考え

ますと、数多くの情報が必要になってくると思うのです。そこで、そのようなときに、どの程度まで市として情報提供の部分で協力をしていただけるのか、その点についてお伺いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 7つの公約は、たしかきよの午前中もお話をさせていただいたと思うのですけれども、なかなかこれは数値化されない、先ほど中村議員のほうから、マニフェストとはほど遠いというふうなご指摘もいただいたように、非常に観念的な公約が多うございます。ほとんどそういうふうなジャンルに入ろうと思います。

マニフェストは、やはり数値化をして、例えば就任してから4年間、所得を、この前はどこの市だったのでしょうか、黒石市だったのでしょうか、農業所得を100億円にするのだというふうな形で、それを発表してから、その後さまざまな報道がされたところでもあります。そういう形で数値化をするというふうなことでは、非常に評価も受けやすいと思います。例えば100億円の農業生産ということにすれば、90億円しか4年間の中でならなかったら90点だろうと。そういうふうな形での数値化されたものに対しては非常に評価はしやすいものと思います。しかしながら、私の7つの公約は、その意味からすると、中村議員ご指摘のとおり、マニフェストとはほど遠い観念的な公約、約束、政策というふうなことになろうと思います。その部分では、これから住民の評価を受ける必要があるというふうなお話でございましたけれども、常に私は情報公開という形の中で取り組んだ実績、そういうふうなものについては、事あるごとにこれからお知らせをさせていただきたいと、このように思います。

例えばその数値化はしておりませんでした、農業生産がもし可能であれば、3年前はこうでした、今の時点ではこうですよとか、そういうふう

なものが可能であればできるかと思います。しかしながら、例えばほんのちょっとしたことなのですけれども、私就任いたしてからホームページを更新いたしました。これが2.5倍というふうな形のホームページへのアクセス数が出ていると。そういうものは数値化して全国に発信ができていうふうなご評価もいただけると思うのですけれども、例えば「こどもは地域のたからもの」、これはどうなのかと。数値化すれば第一川内小学校と第三田名部小学校をつくりましたと、こういうふうな実績の結果のご報告しかできないというところのつらさもあります。ただ、マニフェスト、マニフェストというふうな形でマニフェスト教条主義に陥りますと、非常に今国政の中で騒いでいるような、先ほど中村議員もご指摘のような形になる懸念もあるのではないかと、こんな思いもいたしているところであります。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（中村正志） それでは、2点目の地方分権、地域主権の中の職員のスキルアップと採用計画の部分で、間違いなくきのう示されました大綱によりますと、地方自治体の事務量がふえていくことがはっきりしています。ちょっと今数字忘れてましたけれども、項目だけでも五百幾つだとかというふうな数字が上がっておりました。中身を見ますと、その開発行為でありますとか、福祉施設の許可だとか、本当に今までとは違った専門知識を必要とした事務事業がふえております。そういうふうなことを考えた場合に、現在の人員で今後対応できるかどうか、そのあたりについての市長の将来的な考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） この定員管理の問題は、今603名というふうな、合併時から比べますと、非常に激減をしています。私は603名が多いか少ないかというふうなことよりも、非常にその部分で

603名の職員は、もう自らの職務に精励をしているということをまずご評価をいただきながら、さまざまな形で研修を重ねていかなければいけないだろうと。そして、昨年度、その業務量調査を電源地域振興センターのほうに委託をいたしまして、どういうふうな状況であるかと、これを調査いたしました。それをもとにして、今年度中に定員数、どれが適正な数なのか、人数なのかということ、また条例改正も必要になりますので、それらを今年度中に取り組んでいきたいというふうな形で、職員が過重な負担をされているだろうということは想像はしておりますけれども、一生懸命彼らも頑張っておりますし、またその研修の機会、これも多く私はこれからも取り入れていきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（中村正志） 私の時間も間もなくでありますので、次の質問で最後にさせていただきます。

執行機関と議会との関係についてであります。両者の関係はよく車の両輪に例えられるわけなのですが、その車輪の大きさというのは現時点では大分大きさに差があるものと私は感じております。執行機関のほうが大きくて、残念ながら議会のほうが小さい、そのような感じを受けております。壇上でも述べましたが、議会には予算権がありません。また、加えて議会の招集権もございません。市長が議会を開きますよと言って初めて我々が議会で議論することができます。そういう意味においては、市長は議会に対して大きな責任があると思えます。

例えば議会が今後その機能を発揮したとして、新しい条例案を提案し、議決したとしても、執行機関側が、市長が予算をつけないければ何の意味も持たなくなってきました。せっかくつくった条例が生きてこないということも十分考えられます。

今後の市長と議会の関係の中で一番求められて

いるのは、この政策のスタートの時点から両者がお互いに議論しながらまとめ上げていくという点が今後の執行機関と議会に求められる関係の中で一番大きいものだろうと私は思うのですが、最後にこの点について市長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 中村議員から、今回のこの議会の部分について、議会と執行機関の部分で二元代表制というふうなことで、もう30年、40年前の行政法、佐藤立夫先生の書いた「行政法総論」をひもときました。そこにこういうふうなことが書いてありました。地方自治法は、首長主義の見地から、長と議会との関係には分立主義をとり、その権限の相互独立を保障しているというふうなのがこの地方自治法の精神でもあり、また憲法に裏づけられたものでもあると、こういうふうな思いを私は今も持っております。その意味からして、車の大きさが違うとかというふうなことは、それぞれ予算権もありますでしょうし、また今度は議決権もあるわけでございます。そういう意味では、私は車の両輪で、私自身も議会から育てていただき、また議長職を務めさせていただいた、こういうふうな立場からは議会の尊重し、そして議会にお諮りをさせていただき、そして議会で議論をいただいて可決、否決というふうな形になりますので、その意味からして議会の権限というものは非常に大きなものであると。これに対して我々は、しっかりと厳粛な姿勢で臨み、真摯に説明をしていかなければいけないというふうなのが執行機関のあり方であると、このように思います。

ただ一方では、私議会の議員のとき、議長のときなのですからけれども、感じたことは、行政と同じはかまをはくのはいかがなものかというふうなことは、議員、議長のときに感じたものであります。そういう意味では、そこは峻別をしていただきな

がら大いに議論を闘わせ、市政発展のために議論を闘わせるのがこの議場であるし、議員各位のご意見を伺い、予算を考え、そしてご提言を受けて行政を進展させていくのが執行部側の役割だと、このように思っているところであります。二元代表制、そういう意味では非常に大きな役割を私自身、また私をサポートする事務方、そしてまた議員さん方もそういう意味では市民直接の代表であると、皆さん方お一人お一人には市民の方々が控えているというふうな思いで取り組んでおるつもりでございますし、また今後もそうしていきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） これで、中村正志議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明6月23日及び24日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、明6月23日及び24日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、6月25日は付託議案審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時01分 散会

